

令和5年度版

# 市 税 概 要



下 関 市

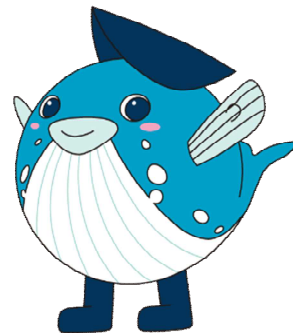


# 下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。  
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、  
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしたちは し 自然の恵みを大切にします。
- わたしたちは も 燃え立つ心を大切にします。
- わたしたちは の 伸びゆく力を大切にします。
- わたしたちは せ 先人の訓えを大切にします。
- わたしたちは き 協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター セキまる

# 目 次

## I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

## II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

## III 財 政

1. 令和4年度 一般会計決算	7
2. 令和5年度 一般会計当初予算	8

## IV 市税総括

1. 令和4年度 市税決算表	9
2. 令和4年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和4年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和5年度 市税予算額構成	22
10. 令和5年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和5年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和5年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和5年度 法人市民税状況調	27
16. 令和5年度 土地に関する調	29

17. 令和5年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和5年度 家屋に関する調	32
19. 令和5年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則第64条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税（種別割）に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

## V 口座振替・コンビニ収納・e L T A X収納

1. 口座振替状況調	38
2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調	39
3. e L T A X収納状況調	39
4. 取扱手数料調	39

## VI 徴収

1. 令和4年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況調	41
3. 令和4年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 差押・交付要求執行状況調	44
5. 搜索執行状況調	44
6. 公売等（随意契約含む）執行状況調	44
7. 令和4年度 差押処理状況調	45
8. 下関市市税コールセンター	47

## VII その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

## 資料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について	67

# I 下関市の概況

## 1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村（のち檜崎村）、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

10月1日、中核市となる。

## 2. 地勢

面積 716.18平方<sup>\*</sup>。

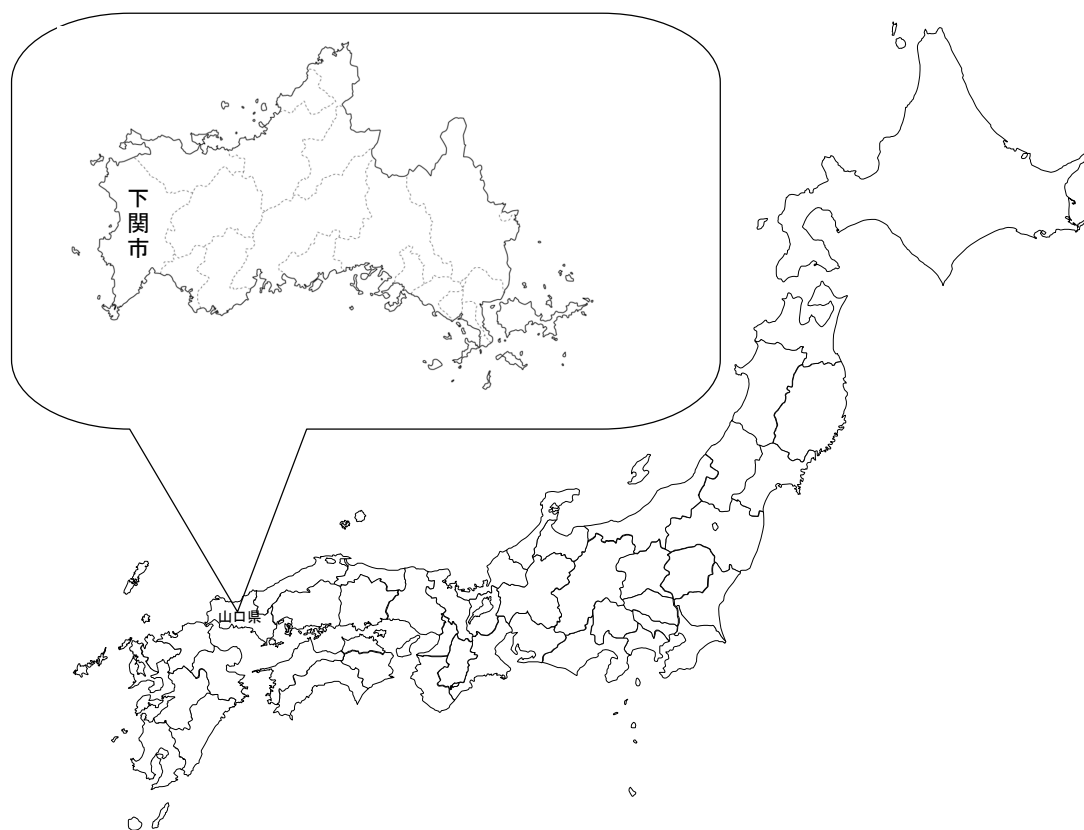
位置 東端 東経 131°10′

西端 東経 130°46′

南端 北緯 33°54′

北端 北緯 34°22′

### 3. 下関市の位置



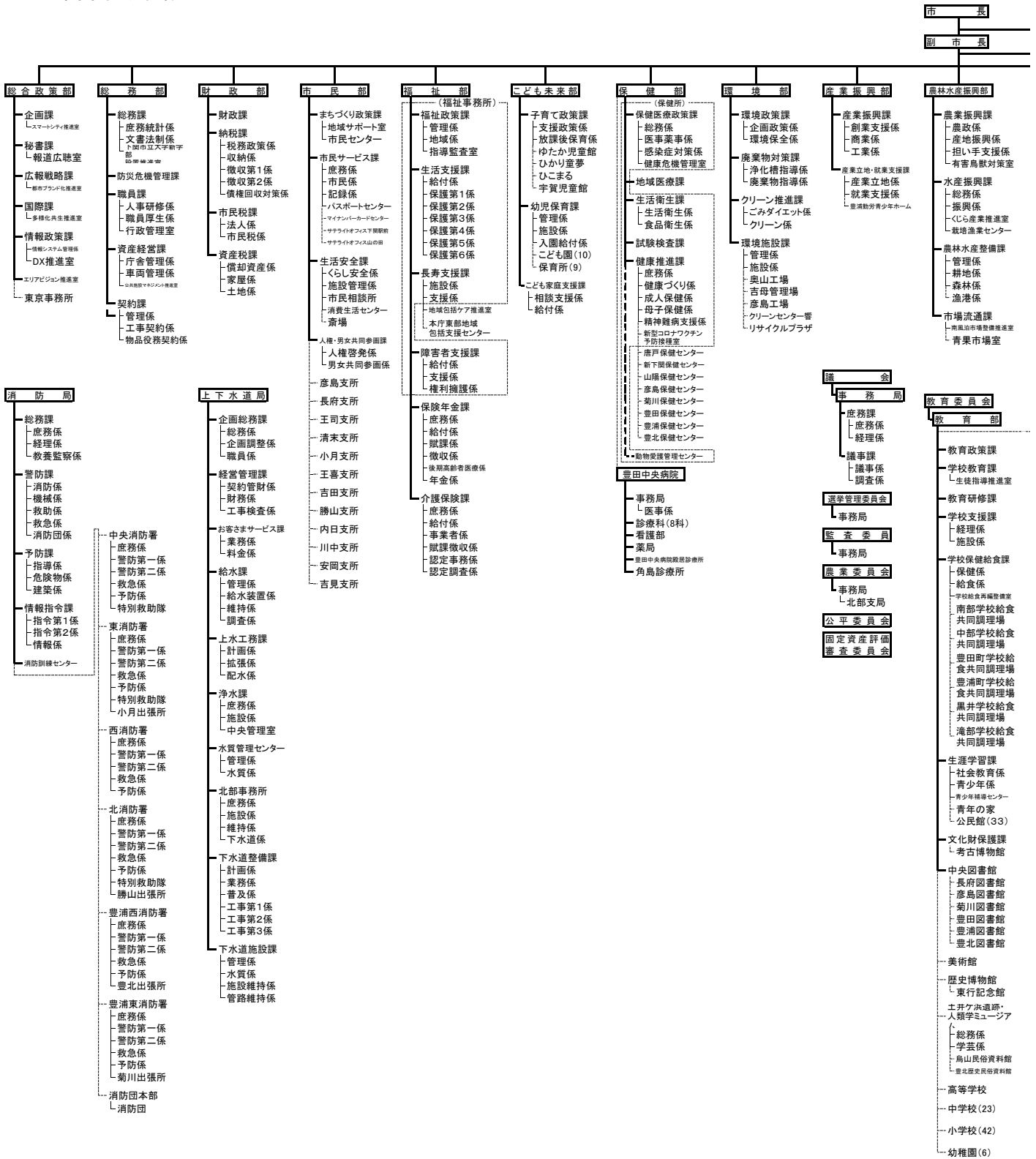
### 4. 人口・世帯数の推移

年次	面積 km <sup>2</sup>	世帯数 世帯	人口			人口密度 人/km <sup>2</sup>
			総数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和2年	716.10	115,817	255,051	118,683	136,368	356.2
令和5年	716.18	114,315	245,823	114,377	131,446	343.2

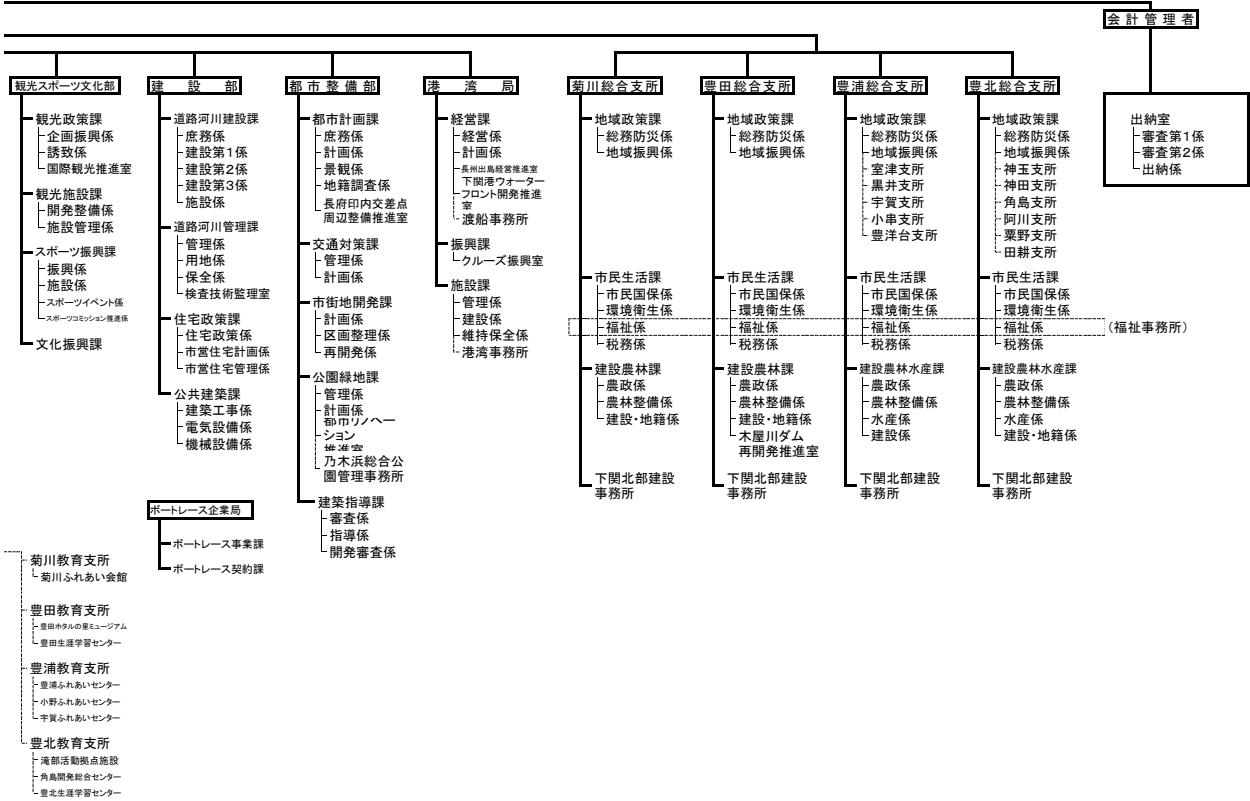
※ 昭和30年から令和2年までの各数値…国勢調査数値  
 昭和30年から平成12年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計  
 令和5年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和4.10.1時点)  
 令和5年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和5.4.1時点)

## II 下関市行政機構

### 1. 下関市行政組織図







## 2. 税務関係課職員配置状況

令和5年4月1日現在

部	課	係								計	
			課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	主任主事		主事
財	納税課	課長・課長補佐	1		1	1					3
		税務政策係			1		(1)	1		1	3(1)
		収納係					1	2	1	3	7
		徴収第1係				1	(1)	3	1	7	12(1)
		徴収第2係				1	(1)	1	3	6	11(1)
		債権回収対策係				1	(1)				1(1)
	計		1	0	2	4	1(4)	7	5	17	37(4)
政	市民税課	課長・課長補佐	1	1							2
		法人係			1		(1)	3	1	2	7(1)
		市民税係				1	(1)	8	2	5	16(1)
	計		1	1	1	1	(2)	11	3	7	25(2)
部	資産税課	課長・課長補佐	1		1						2
		償却資産係				1	(1)	8	1	1	11(1)
		家屋係					1	1	2	6	10
		土地係					1	4	2	3	10
	計		1	0	1	1	2(1)	13	5	10	33(1)
菊川総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税務係				1	(1)	1	1		3(1)
	計		1	0	1	1	(1)	1	1	0	5(1)
豊田総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1	1		1					3
		税務係					1	1			2
	計		1	1	0	1	1	1	0	0	5
豊浦総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税務係				1	(1)	4		1	6(1)
	計		1	0	1	1	(1)	4	0	1	8(1)
豊北総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1	1							2
		税務係				1	(1)	3			4(1)
	計		1	1	0	1	(1)	3	0	0	6(1)
合計			7	3	6	10	4(10)	40	14	35	119(10)

※ カッコ内は兼務職員数

### 3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること。 (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収納係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係 徴収第2係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。
		債権回収係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (カ) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (キ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市 民 税 課	市 民 税 係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市 民 税 係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家 屋 係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土 地 係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
	総 合 支 所	市 民 生 活 課	税 務 係

## Ⅲ 財 政

### 1. 令和4年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額	構成比	款 (項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	32,970,868	22.7	議 会 費	541,052	0.4
( 市 民 税 )	( 14,377,962 )	( 9.9 )	総 務 費	26,494,842	18.9
( 固 定 資 産 税 )	( 14,451,313 )	( 9.9 )	( うち徴税費 )	( 1,098,563 )	( 0.8 )
( 軽自動車税 )	( 802,496 )	( 0.6 )	民 生 費	48,242,711	34.4
( 市たばこ税 )	( 1,856,138 )	( 1.3 )	衛 生 費	14,649,461	10.5
(特別土地保有税)	( )	( - )	労 働 費	190,480	0.1
( 入 湯 税 )	( 34,906 )	( 0.0 )	農 林 水 産 業 費	4,507,683	3.2
( 都 市 計 画 税 )	( 1,448,053 )	( 1.0 )	商 工 費	5,808,574	4.1
地 方 譲 与 税	852,358	0.6	土 木 費	14,019,554	10.0
利 子 割 交 付 金	22,782	0.0	消 防 費	3,334,070	2.4
配 当 割 交 付 金	163,820	0.1	教 育 費	8,770,506	6.3
株式等譲渡所得割交付金	120,731	0.1	災 害 復 旧 費	491,594	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	620,417	0.4	公 債 費	13,038,317	9.3
地方消費税交付金	6,189,754	4.3			
ゴルフ場利用税交付金	46,528	0.0			
環境性能割交付金	88,905	0.1			
国有提供施設等 所在市助成交付金	69,382	0.0			
地方特例交付金	257,358	0.2			
地 方 交 付 税	26,835,318	18.5			
交通安全対策特別交付金	30,851	0.0			
分担金及び負担金	494,914	0.3			
使用料及び手数料	3,569,619	2.5			
国 庫 支 出 金	28,419,425	19.6			
県 支 出 金	9,992,436	6.9			
財 産 収 入	186,789	0.1			
寄 附 金	966,948	0.7			
繰 入 金	3,288,787	2.3			
繰 越 金	4,729,145	3.2			
諸 収 入	17,741,012	12.2			
市 債	7,580,592	5.2			
計	145,238,739	100.0	計	140,088,844	100.0

歳入歳出差引 5,149,895 千円 (翌年度繰越事業を含む。)

## 2. 令和5年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額	構成比	款 (項)	予算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	33,275,234	27.2	議 会 費	569,155	0.5
( 市 民 税 )	( 14,502,722 )	( 11.8 )	総 務 費	9,967,673	8.1
( 固 定 資 産 税 )	( 14,658,881 )	( 12.0 )	( 徴 税 費 )	( 1,142,939 )	( 0.9 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 825,156 )	( 0.7 )	民 生 費	46,645,432	38.1
( 市 た ば こ 税 )	( 1,790,589 )	( 1.5 )	衛 生 費	13,075,503	10.7
( 特 別 土 地 保 有 税 )	( )	( - )	労 働 費	471,021	0.4
( 入 湯 税 )	( 35,081 )	( 0.0 )	農 林 水 産 業 費	5,581,603	4.5
( 都 市 計 画 税 )	( 1,462,805 )	( 1.2 )	商 工 費	5,762,188	4.7
地 方 譲 与 税	838,685	0.7	土 木 費	13,153,959	10.7
利 子 割 交 付 金	19,663	0.0	消 防 費	3,370,635	2.7
配 当 割 交 付 金	319,478	0.3	教 育 費	11,220,291	9.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	152,938	0.1	災 害 復 旧 費	110,000	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金	661,888	0.5	公 債 費	12,492,540	10.2
地 方 消 費 税 交 付 金	6,757,075	5.5	予 備 費	100,000	0.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	49,984	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	67,483	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	69,382	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	232,389	0.2			
地 方 交 付 税	24,864,450	20.3			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	41,300	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	489,277	0.4			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,705,930	3.0			
国 庫 支 出 金	19,684,271	16.1			
県 支 出 金	10,447,384	8.5			
財 産 収 入	547,174	0.4			
寄 附 金	1,225,394	1.0			
繰 入 金	5,571,900	4.5			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	4,490,243	3.7			
市 債	8,408,478	6.9			
計	122,520,000	100.0	計	122,520,000	100.0

前年度当初予算額 119,040,000 千円

## IV 市税総括

### 1. 令和4年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1	市 税	32,818,757,000	0	32,818,757,000		32,818,757,000
	1 市 民 税	14,409,784,000	0	14,409,784,000		14,409,784,000
	1 個 人	11,841,202,000	0	11,841,202,000		11,841,202,000
					現年課税分	11,761,901,000
					普通徴収	
					特別徴収	
					滞納繰越分	79,301,000
	2 法 人	2,568,582,000	0	2,568,582,000		2,568,582,000
					現年課税分	2,559,542,000
					滞納繰越分	9,040,000
2	固定資産税	14,414,851,000	0	14,414,851,000		14,414,851,000
	1 純固定資産税	14,260,463,000	0	14,260,463,000		14,260,463,000
					現年課税分	14,197,655,000
					土地・家屋	10,837,970,000
					償 却	3,359,685,000
					滞納繰越分	62,808,000
	2 国有資産等 所在市交付金	154,388,000	0	154,388,000		154,388,000
					国 有 資 産 等 所在市交付金	154,388,000
3	軽自動車税	779,929,000	0	779,929,000		779,929,000
	1 環境性能割	22,135,000	0	22,135,000		22,135,000
					環境性能割	22,135,000
	2 種別割	757,794,000	0	757,794,000		757,794,000
					現年課税分	747,284,000
					滞納繰越分	10,510,000
4	市たばこ税	1,740,145,000	0	1,740,145,000		1,740,145,000
	1 市たばこ税	1,740,145,000	0	1,740,145,000		1,740,145,000
					現年課税分	1,740,145,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	439,000	0	439,000		439,000
	1 特別土地保有税	439,000	0	439,000		439,000
					現年課税分	0
					滞納繰越分	439,000
6	入 湯 税	26,956,000	0	26,956,000		26,956,000
	1 入 湯 税	26,956,000	0	26,956,000		26,956,000
					現年課税分	26,925,000
					滞納繰越分	31,000
7	都市計画税	1,446,653,000	0	1,446,653,000		1,446,653,000
	1 都市計画税	1,446,653,000	0	1,446,653,000		1,446,653,000
					現年課税分	1,440,016,000
					滞納繰越分	6,637,000
	現 年 課 税 分	32,649,991,000	0	32,649,991,000		32,649,991,000
	滞 納 繰 越 分	168,766,000	0	168,766,000		168,766,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
33,711,304,731	32,970,867,870	65,234,836	675,202,025	686,416,263	100.5	97.8	11,214,238
14,746,878,832	14,377,962,509	26,274,078	342,642,245	351,534,405	99.8	97.5	8,892,160
12,105,284,931	11,768,497,102	24,581,393	312,206,436	320,232,696	99.4	97.2	8,026,260
11,808,917,130	11,700,019,861	71,380	108,825,889	116,658,949	99.5	99.1	7,833,060
2,150,573,000	2,048,370,134	71,380	102,131,486	103,455,886		95.2	1,324,400
9,658,344,130	9,651,649,727		6,694,403	13,203,063		99.9	6,508,660
296,367,801	68,477,241	24,510,013	203,380,547	203,573,747	86.4	23.1	193,200
2,641,593,901	2,609,465,407	1,692,685	30,435,809	31,301,709	101.6	98.8	865,900
2,603,085,800	2,594,766,737	10,800	8,308,263	9,174,163	101.4	99.7	865,900
38,508,101	14,698,670	1,681,885	22,127,546	22,127,546	162.6	38.2	0
14,745,917,483	14,451,312,624	30,127,022	264,477,837	266,444,540	100.3	98.0	1,966,703
14,591,528,883	14,296,924,024	30,127,022	264,477,837	266,444,540	100.3	98.0	1,966,703
14,331,093,766	14,235,413,727	6,026,764	89,653,275	91,612,736	100.3	99.3	1,959,461
10,875,791,118	10,803,180,043	4,573,679	68,037,396	69,524,421	99.7	99.3	1,487,025
3,455,302,648	3,432,233,684	1,453,085	21,615,879	22,088,315	102.2	99.3	472,436
260,435,117	61,510,297	24,100,258	174,824,562	174,831,804	97.9	23.6	7,242
154,388,600	154,388,600	0	0	0	100.0	100.0	0
154,388,600	154,388,600	0	0	0	100.0	100.0	0
842,358,681	802,495,588	5,760,449	34,102,644	34,258,824	102.9	95.3	156,180
39,874,800	39,874,800	0	0	0	180.1	100.0	0
39,874,800	39,874,800	0	0	0	180.1	100.0	0
802,483,881	762,620,788	5,760,449	34,102,644	34,258,824	100.6	95.0	156,180
766,123,200	754,612,591	39,000	11,471,609	11,618,809	101.0	98.5	147,200
36,360,681	8,008,197	5,721,449	22,631,035	22,640,015	76.2	22.0	8,980
1,856,174,545	1,856,137,813	0	36,732	36,732	106.7	100.0	0
1,856,174,545	1,856,137,813	0	36,732	36,732	106.7	100.0	0
1,856,137,813	1,856,137,813	0	0	0	106.7	100.0	0
36,732	0	0	36,732	36,732	-	0.0	0
6,598,059	0	0	6,598,059	6,598,059	0.0	0.0	0
6,598,059	0	0	6,598,059	6,598,059	0.0	0.0	0
0	0	0	0	0	-	-	0
6,598,059	0	0	6,598,059	6,598,059	0.0	0.0	0
34,920,700	34,906,150	0	14,550	14,550	129.5	100.0	0
34,920,700	34,906,150	0	14,550	14,550	129.5	100.0	0
34,901,950	34,887,400		14,550	14,550	129.6	100.0	0
18,750	18,750		0	0	60.5	100.0	0
1,478,456,431	1,448,053,186	3,073,287	27,329,958	27,529,153	100.1	97.9	199,195
1,478,456,431	1,448,053,186	3,073,287	27,329,958	27,529,153	100.1	97.9	199,195
1,451,323,312	1,441,633,705	610,336	9,079,271	9,277,708	100.1	99.3	198,437
27,133,119	6,419,481	2,462,951	18,250,687	18,251,445	96.7	23.7	758
33,045,846,371	32,811,735,234	6,758,280	227,352,857	238,356,915	100.5	99.3	11,004,058
665,458,360	159,132,636	58,476,556	447,849,168	448,059,348	94.3	23.9	210,180

## 2. 令和4年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 額					
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金額
2		地方譲与税	888,448,000	0	888,448,000		888,448,000
	1	地方揮発油譲与税	186,604,000	0	186,604,000		186,604,000
		1 地方揮発油譲与税	186,604,000	0	186,604,000		186,604,000
						地方揮発油譲与税	186,604,000
	2	自動車重量譲与税	590,593,000	0	590,593,000		590,593,000
		1 自動車重量譲与税	590,593,000	0	590,593,000		590,593,000
						自動車重量譲与税	590,593,000
	3	特別とん譲与税	33,932,000	0	33,932,000		33,932,000
		1 特別とん譲与税	33,932,000	0	33,932,000		33,932,000
						特別とん譲与税	33,932,000
	4	森林環境譲与税	77,319,000	0	77,319,000		77,319,000
		1 森林環境譲与税	77,319,000	0	77,319,000		77,319,000
						森林環境譲与税	77,319,000
	5	地方道路譲与税	0	0	0		0
		1 地方道路譲与税	0	0	0		0
						地方道路譲与税	0
3		利子割交付金	37,942,000	0	37,942,000		37,942,000
	1	利子割交付金	37,942,000	0	37,942,000		37,942,000
		1 利子割交付金	37,942,000	0	37,942,000		37,942,000
						利子割交付金	37,942,000
4		配当割交付金	143,174,000	0	143,174,000		143,174,000
	1	配当割交付金	143,174,000	0	143,174,000		143,174,000
		1 配当割交付金	143,174,000	0	143,174,000		143,174,000
						配当割交付金	143,174,000
5		株式等譲渡所得割交付金	187,400,000	0	187,400,000		187,400,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	187,400,000	0	187,400,000		187,400,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	187,400,000	0	187,400,000		187,400,000
						株式等譲渡所得割交付金	187,400,000
6		法人事業税交付金	474,345,000	0	474,345,000		474,345,000
	1	法人事業税交付金	474,345,000	0	474,345,000		474,345,000
		1 法人事業税交付金	474,345,000	0	474,345,000		474,345,000
						法人事業税金交付	474,345,000
7		地方消費税交付金	6,096,141,000	0	6,096,141,000		6,096,141,000
	1	地方消費税交付金	6,096,141,000	0	6,096,141,000		6,096,141,000
		1 地方消費税交付金	6,096,141,000	0	6,096,141,000		6,096,141,000
						地方消費税交付	6,096,141,000



(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
852,358,334	852,358,334	0	0	0	95.9	100.0	0
184,661,000	184,661,000	0	0	0	99.0	100.0	0
184,661,000	184,661,000	0	0	0	99.0	100.0	0
184,661,000	184,661,000	0	0	0	99.0	100.0	0
552,714,000	552,714,000	0	0	0	93.6	100.0	0
552,714,000	552,714,000	0	0	0	93.6	100.0	0
552,714,000	552,714,000	0	0	0	93.6	100.0	0
35,887,333	35,887,333	0	0	0	105.8	100.0	0
35,887,333	35,887,333	0	0	0	105.8	100.0	0
35,887,333	35,887,333	0	0	0	105.8	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	102.3	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	102.3	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	102.3	100.0	0
1	1	0	0	0	-	100.0	0
1	1	0	0	0	-	100.0	0
1	1	0	0	0	-	100.0	0
22,782,000	22,782,000	0	0	0	60.0	100.0	0
22,782,000	22,782,000	0	0	0	60.0	100.0	0
22,782,000	22,782,000	0	0	0	60.0	100.0	0
22,782,000	22,782,000	0	0	0	60.0	100.0	0
163,820,000	163,820,000	0	0	0	114.4	100.0	0
163,820,000	163,820,000	0	0	0	114.4	100.0	0
163,820,000	163,820,000	0	0	0	114.4	100.0	0
163,820,000	163,820,000	0	0	0	114.4	100.0	0
120,731,000	120,731,000	0	0	0	64.4	100.0	0
120,731,000	120,731,000	0	0	0	64.4	100.0	0
120,731,000	120,731,000	0	0	0	64.4	100.0	0
120,731,000	120,731,000	0	0	0	64.4	100.0	0
620,417,000	620,417,000	0	0	0	130.8	100.0	0
620,417,000	620,417,000	0	0	0	130.8	100.0	0
620,417,000	620,417,000	0	0	0	130.8	100.0	0
620,417,000	620,417,000	0	0	0	130.8	100.0	0
6,189,754,000	6,189,754,000	0	0	0	101.5	100.0	0
6,189,754,000	6,189,754,000	0	0	0	101.5	100.0	0
6,189,754,000	6,189,754,000	0	0	0	101.5	100.0	0
6,189,754,000	6,189,754,000	0	0	0	101.5	100.0	0

→ (次ページに続く)

科 目		予 算 現 額				
款	項 目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
8	ゴルフ場利用税交付金	47,824,000	0	47,824,000		47,824,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	47,824,000	0	47,824,000		47,824,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	47,824,000	0	47,824,000		47,824,000
					ゴルフ場利用税交付金	47,824,000
9	環境性能割交付金	121,299,000	0	121,299,000		121,299,000
	1 環境性能割交付金	121,299,000	0	121,299,000		121,299,000
	1 環境性能割交付金	121,299,000	0	121,299,000		121,299,000
					環境性能割交付金	121,299,000
10	国有提供施設等所在市助成交付金	72,319,000	0	72,319,000		72,319,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	72,319,000	0	72,319,000		72,319,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	72,319,000	0	72,319,000		72,319,000
					国有提供施設等所在市助成交付金	72,319,000
11	使用料及び手数料	20,892,000	0	20,892,000		20,892,000
	1 手数料	20,892,000	0	20,892,000		20,892,000
	1 総務手数料	20,892,000	0	20,892,000		20,892,000
					総務手数料	20,892,000
12	県支出金	389,713,000	0	389,713,000		389,713,000
	1 委託金	389,713,000	0	389,713,000		389,713,000
	1 総務費委託金	389,713,000	0	389,713,000		389,713,000
					徴税费委託金	389,713,000
13	諸収入	89,208,000	0	89,208,000		89,208,000
	1 延滞金、加算金及び過料	74,996,000	0	74,996,000		74,996,000
	1 延滞金	74,996,000	0	74,996,000		74,996,000
					延滞金	74,996,000
	2 加算金	0	0	0		0
					加算金	0
	2 雑入	14,212,000	0	14,212,000		14,212,000
	1 滞納処分費	7,893,000	0	7,893,000		7,893,000
					滞納処分費	7,893,000
	2 弁償金	20,000	0	20,000		20,000
					弁償金	20,000
	3 雑入	6,299,000	0	6,299,000		6,299,000
					雑入	6,299,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
46,527,862	46,527,862	0	0	0	97.3	100.0	0
46,527,862	46,527,862	0	0	0	97.3	100.0	0
46,527,862	46,527,862	0	0	0	97.3	100.0	0
46,527,862	46,527,862	0	0	0	97.3	100.0	0
88,905,000	88,905,000	0	0	0	73.3	100.0	0
88,905,000	88,905,000	0	0	0	73.3	100.0	0
88,905,000	88,905,000	0	0	0	73.3	100.0	0
88,905,000	88,905,000	0	0	0	73.3	100.0	0
69,382,000	69,382,000	0	0	0	95.9	100.0	0
69,382,000	69,382,000	0	0	0	95.9	100.0	0
69,382,000	69,382,000	0	0	0	95.9	100.0	0
69,382,000	69,382,000	0	0	0	95.9	100.0	0
20,249,315	20,249,315	0	0	0	96.9	100.0	0
20,249,315	20,249,315	0	0	0	96.9	100.0	0
20,249,315	20,249,315	0	0	0	96.9	100.0	0
20,249,315	20,249,315	0	0	0	96.9	100.0	0
389,713,000	389,713,000	0	0	0	100.0	100.0	0
389,713,000	389,713,000	0	0	0	100.0	100.0	0
389,713,000	389,713,000	0	0	0	100.0	100.0	0
389,713,000	389,713,000	0	0	0	100.0	100.0	0
264,128,991	73,395,245	0	190,733,746	190,733,746	82.3	27.8	0
258,127,559	67,393,813	0	190,733,746	190,733,746	89.9	26.1	0
257,587,359	67,393,813	0	190,193,546	190,193,546	89.9	26.2	0
257,587,359	67,393,813	0	190,193,546	190,193,546	89.9	26.2	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
6,001,432	6,001,432	0	0	0	42.2	100.0	0
3,900	3,900	0	0	0	0.0	100.0	0
3,900	3,900	0	0	0	0.0	100.0	0
13,200	13,200	0	0	0	66.0	100.0	0
13,200	13,200	0	0	0	66.0	100.0	0
5,984,332	5,984,332	0	0	0	95.0	100.0	0
5,984,332	5,984,332	0	0	0	95.0	100.0	0

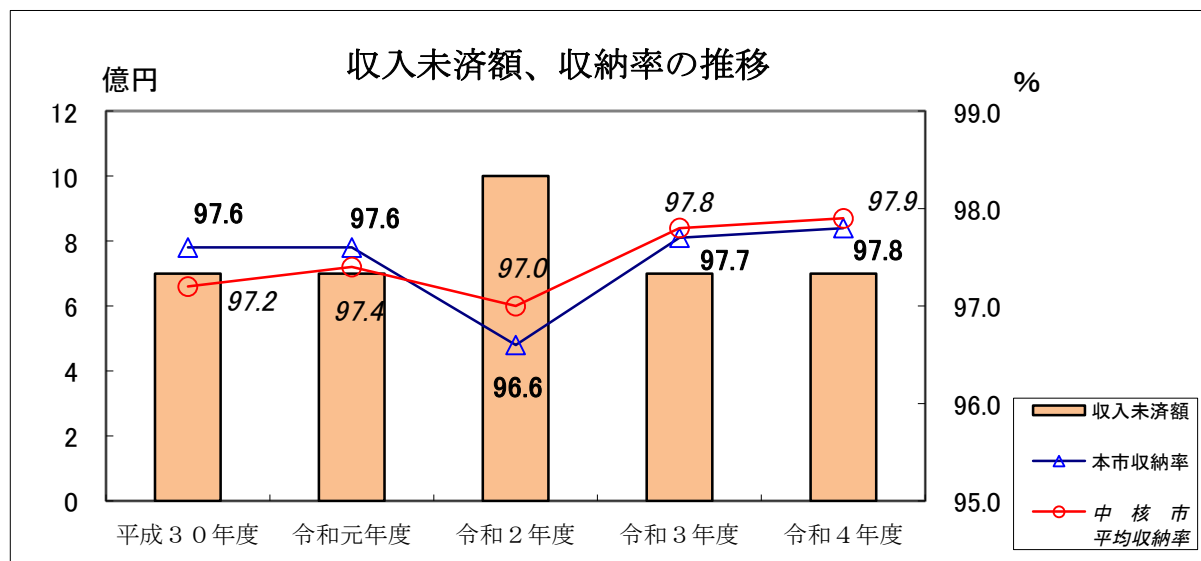
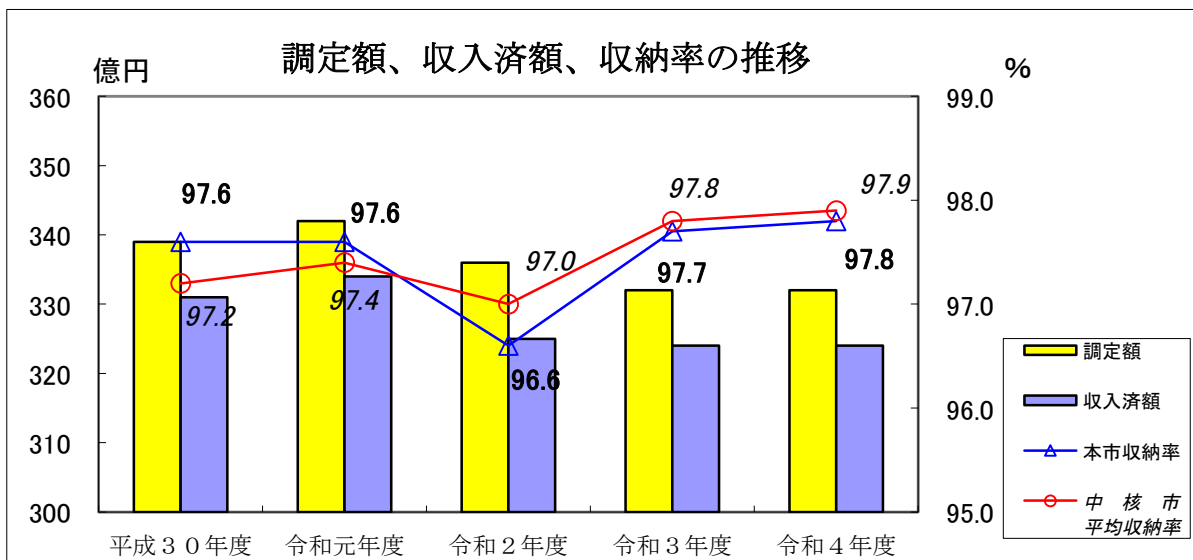
### 3. 年度別税目別決算額

税目区分	平成30年度			令和元年度				令和2年度			
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
	千円	千円	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
市 税	33,903,487	33,085,350	97.6	34,191,806	33,373,175	97.6	100.9	33,632,198	32,488,143	96.6	97.3
市民税	15,693,628	15,308,912	97.5	15,736,186	15,342,325	97.5	100.2	15,023,253	14,586,583	97.1	95.1
個人	12,440,270	12,075,244	97.1	12,504,041	12,142,226	97.1	100.6	12,460,299	12,105,172	97.1	99.7
現年課税分	12,119,772	11,982,725	98.9	12,163,018	12,053,407	99.1	100.6	12,124,978	12,015,369	99.1	99.7
滞納繰越分	320,498	92,519	28.9	341,023	88,819	26.0	96.0	335,321	89,803	26.8	101.1
法人	3,253,358	3,233,668	99.4	3,232,145	3,200,099	99.0	99.0	2,562,954	2,481,411	96.8	77.5
現年課税分	3,236,550	3,231,092	99.8	3,212,601	3,196,753	99.5	98.9	2,536,110	2,477,961	97.7	77.5
滞納繰越分	16,808	2,576	15.3	19,544	3,346	17.1	129.9	26,844	3,450	12.9	103.1
固定資産税	14,183,229	13,851,040	97.7	14,385,259	14,059,194	97.7	101.5	14,607,421	14,018,170	96.0	99.7
固定資産税	14,026,294	13,694,105	97.6	14,229,785	13,903,720	97.7	101.5	14,453,626	13,864,375	95.9	99.7
現年課税分	13,736,872	13,629,435	99.2	13,943,021	13,833,554	99.2	101.5	14,161,980	13,783,055	97.3	99.6
滞納繰越分	289,422	64,670	22.3	286,764	70,166	24.5	108.5	291,646	81,320	27.9	115.9
国有資産等所在 市町村交付金	156,935	156,935	100.0	155,474	155,474	100.0	99.1	153,795	153,795	100.0	98.9
軽自動車税	738,176	685,980	92.9	762,858	709,903	93.1	103.5	799,678	751,733	94.0	105.9
現年課税分	690,861	674,160	97.6	715,442	698,665	97.7	103.6	-	-	-	-
滞納繰越分	47,315	11,820	25.0	47,416	11,238	23.7	95.1	-	-	-	-
環境性能割	-	-	-	7,008	7,008	100.0	-	23,828	23,828	100.0	340.0
種別割	-	-	-	-	-	-	-	775,850	727,905	94	-
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	727,491	715,187	98	-
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	48,359	12,718	26	-
市たばこ税	1,794,699	1,794,701	100.0	1,802,135	1,802,135	100.0	100.4	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1
現年課税分	1,794,694	1,794,696	100.0	1,802,132	1,802,132	100.0	100.4	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1
滞納繰越分	5	5	100.0	3	3	100.0	60.0	0	0	-	0.0
特別土地保有税	8,333	450	5.4	7,882	465	5.9	103.3	7,417	448	6.0	96.3
現年課税分	0	0	-	0	0	-	-	0	0	-	-
滞納繰越分	8,333	450	5.4	7,882	465	5.9	103.3	7,417	448	6.0	96.3
入湯税	29,305	28,947	98.8	30,528	30,163	98.8	104.2	20,366	20,055	98.5	66.5
現年課税分	28,963	28,915	99.8	30,170	30,116	99.8	104.2	20,000	20,000	100.0	66.4
滞納繰越分	342	32	9.4	358	47	13.1	146.9	366	55	15.0	117.0
都市計画税	1,456,117	1,415,320	97.2	1,466,958	1,428,990	97.4	101.0	1,478,160	1,415,288	95.7	99.0
現年課税分	1,418,003	1,406,912	99.2	1,431,493	1,420,254	99.2	100.9	1,444,497	1,405,847	97.3	99.0
滞納繰越分	38,114	8,408	22.1	35,465	8,736	24.6	103.9	33,663	9,441	28.0	108.1
現年課税分	33,182,650	32,904,870	99.2	33,453,351	33,190,355	99.2	100.9	32,888,582	32,290,908	98.2	97.3
滞納繰越分	720,837	180,480	25.0	738,455	182,820	24.8	101.3	743,616	197,235	26.5	107.9

令和3年度				令和4年度			
調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
33,185,291	32,425,366	97.7	99.8	33,711,305	32,970,868	97.8	101.7
14,751,355	14,367,453	97.4	98.5	14,746,879	14,377,962	97.5	100.1
12,150,622	11,808,830	97.2	97.6	12,105,285	11,768,497	97.2	99.7
11,814,599	11,729,330	99.3	97.6	11,808,917	11,700,020	99.1	99.8
336,023	79,500	23.7	88.5	296,368	68,477	23.1	86.1
2,600,733	2,558,623	98.4	103.1	2,641,594	2,609,465	98.8	102.0
2,532,086	2,523,486	99.7	101.8	2,603,086	2,594,767	99.7	102.8
68,647	35,137	51.2	1,018.5	38,508	14,698	38.2	41.8
14,350,879	14,054,167	97.9	100.3	14,745,918	14,451,313	98.0	102.8
14,201,641	13,904,929	97.9	100.3	14,591,529	14,296,924	98.0	102.8
13,662,495	13,565,614	99.3	98.4	14,331,094	14,235,414	99.3	104.9
539,146	339,315	62.9	417.3	260,435	61,510	23.6	18.1
149,238	149,238	100.0	97.0	154,389	154,389	100.0	103.5
811,386	769,989	94.9	102.4	842,358	802,496	95.3	104.2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
27,139	27,139	100.0	113.9	39,875	39,875	100.0	146.9
784,247	742,850	94.7	102.1	802,483	762,621	95.0	102.7
745,240	733,873	98.5	102.6	766,123	754,613	98.5	102.8
39,007	8,977	23.0	70.6	36,360	8,008	22.0	89.2
1,787,314	1,787,277	100.0	105.4	1,856,175	1,856,138	100.0	103.9
1,787,277	1,787,277	100.0	105.4	1,856,138	1,856,138	100.0	103.9
37	0	0.0	-	37	0	0.0	-
6,969	371	5.3	82.8	6,598	0	0.0	0.0
0	0	-	-			-	-
6,969	371	5.3	82.8	6,598	0	0.0	0.0
26,835	26,506	98.8	132.2	34,921	34,906	100.0	131.7
26,525	26,506	99.9	132.5	34,902	34,887	100.0	131.6
310	0	0.0	0.0	19	19	100.0	-
1,450,553	1,419,603	97.9	100.3	1,478,456	1,448,053	97.9	102.0
1,393,466	1,383,584	99.3	98.4	1,451,323	1,441,634	99.3	104.2
57,087	36,019	63.1	381.5	27,133	6,419	23.7	17.8
32,138,065	31,926,047	99.3	98.9	33,045,847	32,811,737	99.3	102.8
1,047,226	499,319	47.7	253.2	665,458	159,131	23.9	31.9

#### 4. 市税の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	億円 339	億円 342	億円 336	億円 332	億円 332
収入済額	331	334	325	324	324
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	7	7	10	7	7
本市収納率	% 97.6	% 97.6	% 96.6	% 97.7	% 97.8
中核市平均収納率	97.2	97.4	97.0	97.8	97.9



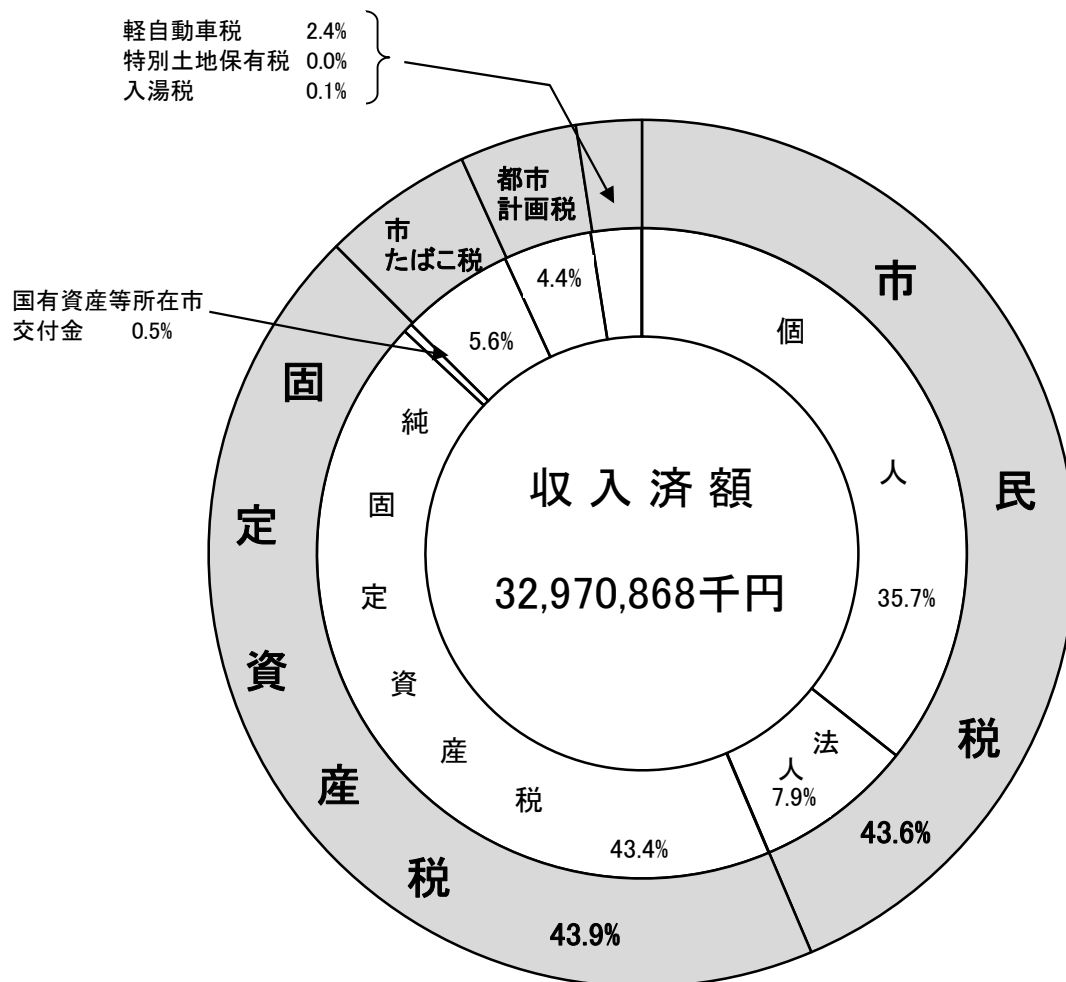
## 5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位：千円)

科目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地方譲与税		777,457	805,858	826,086	838,078	852,358
地方揮発油譲与税		216,213	192,036	188,036	193,662	184,661
自動車重量譲与税		532,608	553,039	547,077	553,708	552,714
地方道路譲与税		0	0	0	0	0
特別とん譲与税		28,636	31,677	29,121	31,445	35,887
森林環境譲与税		—	29,106	61,852	59,263	79,096
利子割交付金		85,957	48,660	55,922	45,582	22,782
配当割交付金		122,070	140,713	121,570	181,290	163,820
株式等譲渡所得割交付金		110,679	72,033	137,176	210,659	120,731
法人事業税交付金		—	—	268,522	519,352	620,417
地方消費税交付金		4,834,751	4,573,235	5,579,520	6,040,334	6,199,754
ゴルフ場利用税交付金		44,638	42,920	38,432	46,265	46,528
自動車取得税交付金		258,008	136,398	—	—	—
環境性能割交付金		—	40,320	78,083	72,523	88,905
国有提供施設等所在市助成交付金		74,323	74,323	73,951	72,319	69,382
総務手数料		23,383	22,049	19,266	19,750	20,249
督促手数料		6,021	5,913	5,649	5,075	4,896
証明手数料等		17,362	16,136	13,617	14,675	15,353
徴税费委託金		392,896	391,277	390,905	390,361	384,789
諸収入		97,376	67,843	75,794	60,647	73,395
延滞金、加算金料及び		96,833	67,233	75,098	60,580	67,394
延滞金		91,167	67,233	75,098	60,580	67,394
加算金		5,666	0	0	0	0
雑収入		543	610	696	67	6,001
滞納処分費		460	363	616	0	4
弁償金		15	13	16	16	13
雑収入		68	234	64	51	5,984

## 6. 令和4年度 市税決算額構成

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	14,746,879	43.7	14,377,962	43.6	97.5
個 人	12,105,285	35.9	11,768,497	35.7	97.2
法 人	2,641,594	7.8	2,609,465	7.9	98.8
固 定 資 産 税	14,745,918	43.7	14,451,313	43.9	98.0
純 固 定 資 産 税	14,591,529	43.3	14,296,924	43.4	98.0
国有資産等所在市交付金	154,389	0.4	154,389	0.5	100.0
軽 自 動 車 税	842,358	2.5	802,496	2.4	95.3
市 た ば こ 税	1,856,175	5.5	1,856,138	5.6	100.0
特 別 土 地 保 有 税	6,598	0.0	0	0.0	0.0
入 湯 税	34,921	0.1	34,906	0.1	100.0
都 市 計 画 税	1,478,456	4.4	1,448,053	4.4	97.9
合 計	33,711,305	100.0	32,970,868	100.0	97.8





## 7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
		千円	%	千円	%	千円	%
予 算 額		32,346,874	—	32,138,159	99.4	32,818,757	102.1
調 定 額		33,632,198	—	33,185,291	98.7	33,711,305	101.6
収 入 額		32,488,143	—	32,425,366	99.8	32,970,868	101.7
不 納 欠 損 額		82,402	—	98,478	119.5	65,235	66.2
収納率	対予算	100.4 %		100.9 %		100.5 %	
	対調定	96.6 %		97.7 %		97.8 %	
指数 令和元年度を100として	予算額	100.0		99.4		101.5	
	調定額	100.0		98.7		100.2	
	収入額	100.0		99.8		101.5	
人口 1月1日現在		256,532 人		254,364 人		250,807 人	
世 帯 数		116,133 世帯		115,588 世帯		114,887 世帯	
1 世帯あたり人口		2.2 人		2.2 人		2.2 人	
1 人 当 た り 負 担 額	予算額	126 千円		126 千円		131 千円	
	調定額	131 千円		130 千円		134 千円	
	収入額	127 千円		127 千円		131 千円	
1 世 帯 当 た り 負 担 額	予算額	279 千円		278 千円		286 千円	
	調定額	290 千円		287 千円		293 千円	
	収入額	280 千円		281 千円		287 千円	
税 務 職 員 1 人 当 た り 人 口 等	職員数	124 人		122 人		122 人	
	1人あたり 人口	2,069 人		2,085 人		2,056 人	
	1人あたり 世帯数	937 世帯		947 世帯		942 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 た り 賦 課 額 等	予算額	260,862 千円		263,428 千円		269,006 千円	
	調定額	271,227 千円		272,011 千円		276,322 千円	
	収入額	262,001 千円		265,782 千円		270,253 千円	

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

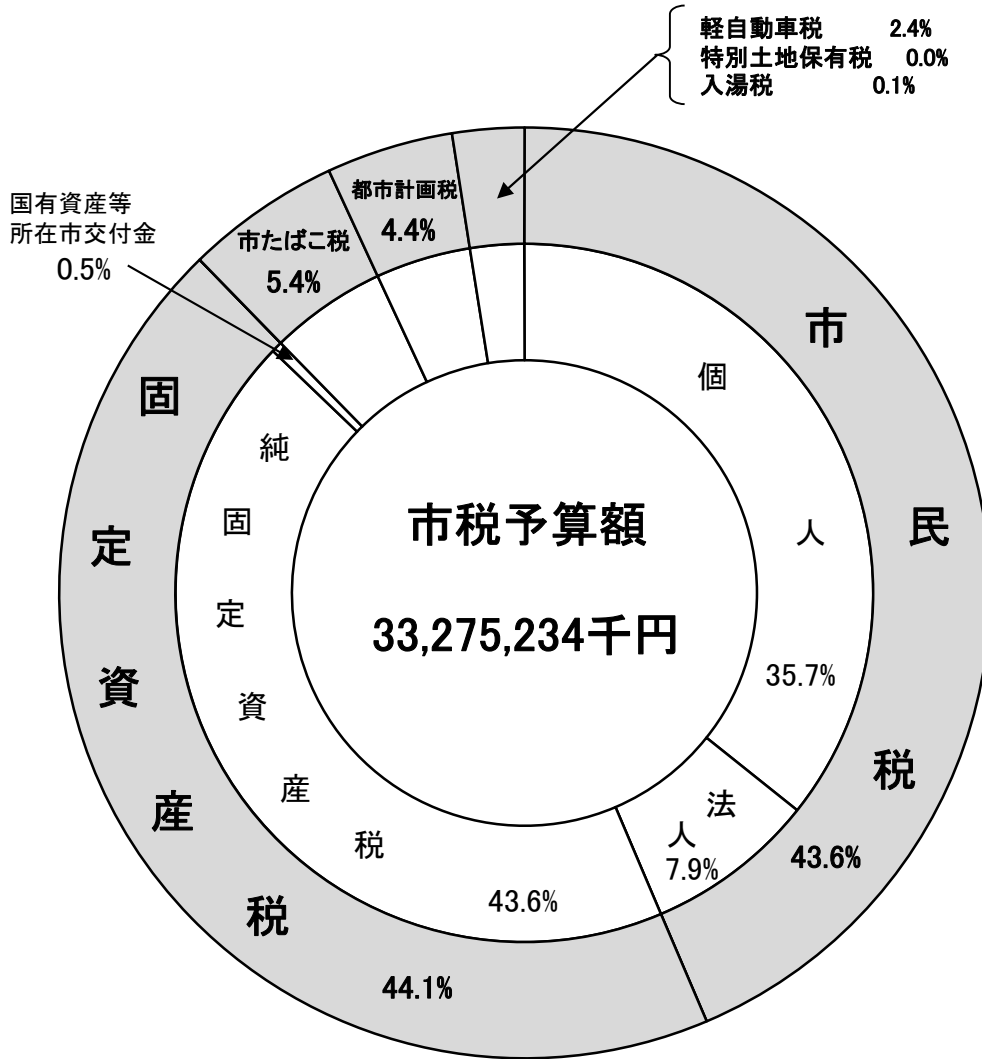
## 8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税収入額	1 市 税		32,488,143	32,425,366	32,970,868
	2 個人  の  県  民  税		8,025,839	7,828,674	7,801,833
	3 合  計		40,513,982	40,254,040	40,772,701
徴  税  費	人  件  費	4 基  本  給	400,992	396,102	400,985
		5 諸  手  当	234,210	229,463	228,782
		(イ) 時  間  外  勤  務  手  当	31,804	32,174	36,499
		(ロ) 税  務  手  当	4,821	4,757	4,648
		(ハ) そ の  他 の  手  当	197,585	192,532	187,635
		6 そ の  他	161,069	157,464	156,552
		7 小  計	796,271	783,029	786,319
	物  件  費	8 旅  費	336	295	438
		9 賃  金			
		10 そ の  他	252,949	228,809	290,999
		11 小  計	253,285	229,104	291,437
	報  奨  金  及  び  こ れ に  類  する  経  費	12 納  期  前  納  付  の  報  奨  金			
		13 納  税  貯  蓄  組  合  補  助  金			
		14 納  税  奨  励  金			
		15 そ の  他	65	64	70
		16 小  計	65	64	70
		17 そ の  他	7,189	8,451	21,095
	18 合  計		1,056,810	1,020,648	1,098,921
県  民  税  徴  収  取  扱  費	19 納  税  通  知  書 を  基  準 に  した  金  額				
	20 徴  収  額 を  基  準 に  した  金  額				
	21 納  税  義  務  者  数 を  基  準 に  した  金  額	390,905	390,361	384,789	
	22 報  奨  金 の  額 に  相  当  す る  金  額				
	23 合  計	390,905	390,361	384,789	
24	純市税徴収費用 (18-23)		665,905	630,287	714,132
税  収 に  対  する  徴  税  費  用 の  割  合	25 市  税 ・  県  民  税 に  対  する  割  合 (18/3)		2.6%	2.5%	2.7%
	26 市  税 に  対  する  割  合 (24/1)		2.0%	1.9%	2.2%
徴  税  職  員  数	徴  税  職  員		124人	122人	122人
	臨  時  職  員		10人	10人	10人
	27 合  計		134人	132人	132人
職員1人当たりの人件費(7/27)			5,942	5,932	5,957

## 9. 令和5年度 市税予算額構成

税目	区分	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市	民 税	14,850,646	14,502,722	97.7	43.6	43.7
	個 人	12,180,476	11,872,778	97.5	35.7	35.9
	現年課税分	11,889,549	11,803,943	99.3	35.5	35.0
	滞納繰越分	290,927	68,835	23.7	0.2	0.9
	法 人	2,670,170	2,629,944	98.5	7.9	7.8
	現年課税分	2,632,435	2,623,484	99.7	7.9	7.7
	滞納繰越分	37,735	6,460	17.1	0.0	0.1
固 定 資 産 税		14,967,886	14,658,881	97.9	44.1	44.0
	固 定 資 産 税	14,810,834	14,501,829	97.9	43.6	43.5
	現年課税分	14,538,385	14,435,161	99.3	43.4	42.7
	滞納繰越分	272,449	66,668	24.5	0.2	0.8
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	157,052	157,052	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税		863,208	825,156	95.6	2.4	2.5
	環 境 性 能 割	42,960	42,960	100.0	0.1	0.1
	種 別 割	820,248	782,196	95.4	2.3	2.4
	現年課税分	786,453	774,420	98.5	2.3	2.3
	滞納繰越分	33,795	7,776	23.0	0.0	0.1
市 た ば こ 税		1,790,626	1,790,589	100.0	5.4	5.2
	現年課税分	1,790,589	1,790,589	100.0	5.4	5.2
	滞納繰越分	37	0	0.0	0.0	0.0
特 別 土 地 保 有 税		6,598	0	0.0	0.0	0.1
	現年課税分	0	0	-	0.0	0.0
	滞納繰越分	6,598	0	0.0	0.0	0.1
入 湯 税		35,106	35,081	99.9	0.1	0.1
	現年課税分	35,081	35,081	100.0	0.1	0.1
	滞納繰越分	25	0	0.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,494,601	1,462,805	97.9	4.4	4.4
	現年課税分	1,466,228	1,455,817	99.3	4.4	4.3
	滞納繰越分	28,373	6,988	24.6	0.0	0.1
市 税		34,008,671	33,275,234	97.8	100.0	100.0
	現年課税分	33,338,732	33,118,507	99.3	99.5	98.0
	滞納繰越分	669,939	156,727	23.4	0.5	2.0



10. 令和5年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)  
(単位:円)

区分	税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり		58,685	58,751	3,488	7,236	5,925	142
1世帯当たり		126,726	126,869	7,533	15,626	12,795	306
納税義務者1人当たり		97,961 〔法人分を除く。〕	99,652 〔都市計画税を含む。〕				

〔人口 247,456 人〕  
〔世帯 114,594 世帯〕  
令和5年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 121,370人  
(固定資産税) 160,605人

### 1 1. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別		年 度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
個 人	所得割	千円 11,688,116	千円 11,382,535	千円 11,380,055
	均等割	436,862	432,064	428,862
	計	12,124,978	11,814,599	11,808,917
法 人	法人税割	1,861,233	1,866,796	1,924,439
	均等割	674,877	665,290	678,647
	計	2,536,110	2,532,086	2,603,086
合 計		14,661,088	14,346,686	14,412,003

### 1 2. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

年度・種別		区 分			合 計
		均等割のみを 納める者	所得割のみ (退職分離) を納める者	所得割を 納める者	
R 2	個 人	人 10,698	人 609	人 115,524	人 126,831
	法 人	3,710	-	2,653	6,363
R 3	個 人	10,371	593	114,204	125,168
	法 人	3,684	-	2,720	6,404
R 4	個 人	10,398	628	113,521	124,547
	法 人	3,632	-	2,844	6,476

13. 令和5年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（R5.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
給与所得者	4,094	14,329			
営業所得者	772	2,701			
農業所得者	42	147			
その他の所得者	5,277	18,470			
家屋敷等のみ	85	298			
合計	10,270	35,945	0	0	111,100

14. 令和5年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人員	所得割額	人員	所得割額	人員
10万円以下の金額	2,874	4,859	226	410	9
10万円を超え 100万円以下	26,670	848,825	1,440	38,549	52
100万円を超え 200万円以下	28,807	2,333,520	958	78,208	39
200万円を超え 300万円以下	15,304	2,052,241	560	76,727	19
300万円を超え 400万円以下	7,685	1,502,689	309	61,005	10
400万円を超え 550万円以下	3,860	1,008,053	205	54,812	8
550万円を超え 700万円以下	1,030	357,050	102	35,512	0
700万円を超え 1,000万円以下	903	417,642	111	52,606	1
1,000万円を超え 2,000万円以下	721	539,648	100	73,435	0
2,000万円を超え 5,000万円以下	200	305,081	48	72,979	1
5,000万円を超え 1億円以下	23	78,955	7	25,541	0
1億円を超える金額	3	21,365	2	12,989	0
合計	88,080	9,469,928	4,068	582,773	139

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円	千円	人	千円	人	千円	人
309,432	9,621,768	92,503	323,761	88,409	9,621,768	92,503
14,353	593,884	4,873	17,054	4,101	593,884	4,873
494	13,382	183	641	141	13,382	183
64,571	1,096,031	23,726	83,041	18,449	1,096,031	23,726
		85	298			85
388,850	11,325,065	121,370	424,795	111,100	11,325,065	121,370

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円	人	千円	人	千円	人	千円
18	1,623	2,906	230	36,136	4,962	44,329
1,338	12,137	303,308	193	25,800	40,492	1,217,820
3,069	2,761	210,971	176	35,850	32,741	2,661,618
2,782	586	81,308	128	29,479	16,597	2,242,537
2,087	234	45,929	70	22,147	8,308	1,633,857
2,257	180	47,310	57	25,705	4,310	1,138,137
0	95	33,406	28	52,903	1,255	478,871
544	99	45,510	33	20,245	1,147	536,547
0	90	68,247	41	35,460	952	716,790
1,239	10	15,347	26	43,649	285	438,295
0	5	16,224	9	34,430	44	155,150
0	0	0	2	24,216	7	58,570
13,334	17,820	870,466	993	386,020	111,100	11,322,521

※14表の所得割額は減免後の税額

## 15. 令和5年度 法人市民税状況調

### ① 業種別法人数等

業 種	法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
農業・林業	93	1.4	2,722	0.1	9,082	1.3
漁業	13	0.2	7,839	0.4	3,140	0.5
鉱業	9	0.1	708	0.0	737	0.1
建設業	1,078	16.6	153,586	8.0	93,761	13.8
製造業	621	9.6	675,175	35.1	92,109	13.6
電気・ガス・水道業	32	0.5	13,193	0.7	3,524	0.5
情報通信業	112	1.7	28,894	1.5	17,731	2.6
運輸業・郵便業	277	4.3	74,726	3.9	40,736	6.0
卸売業・小売業	1,670	25.8	259,467	13.5	189,647	27.9
金融業・保険業	150	2.3	398,162	20.7	26,810	4.0
不動産業・物品賃貸業	610	9.4	96,953	5.0	47,138	6.9
学術研究・専門技術サービス	372	5.7	26,246	1.4	32,410	4.8
宿泊業・飲食サービス業	310	4.8	17,032	0.9	31,328	4.6
生活関連サービス業	209	3.2	20,044	1.0	18,154	2.7
教育学習支援業	55	0.8	452	0.0	3,294	0.5
医療福祉	390	6.0	43,104	2.2	27,328	4.0
複合サービス業	83	1.3	2,938	0.2	8,910	1.3
サービス業	386	6.0	103,189	5.4	32,483	4.8
その他	6	0.1	9	0.0	325	0.0
合 計	6,476	100.0	1,924,439	100.0	678,647	100.0



② 組織別法人数等

法人の種類		法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
株式		3,856	59.5	1,545,731	80.3	504,374	74.3
有限		1,793	27.7	113,618	5.9	109,496	16.1
合資		10	0.2	0	0.0	677	0.1
合名		10	0.2	0	0.0	500	0.1
相互		5	0.1	31,086	1.6	3,090	0.5
公益	財団	3	0.0	42	0.0	150	0.0
	社団	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般	財団	15	0.2	9,531	0.5	750	0.1
	社団	44	0.7	1,137	0.1	2,058	0.3
宗教		40	0.6	854	0.0	2,000	0.3
医療		159	2.5	26,107	1.4	10,684	1.6
学校		1	0.0	49	0.0	50	0.0
社会福祉		1	0.0	195	0.0	50	0.0
その他		539	8.3	196,089	10.2	44,768	6.6
合計		6,476	100.0	1,924,439	100.0	678,647	100.0

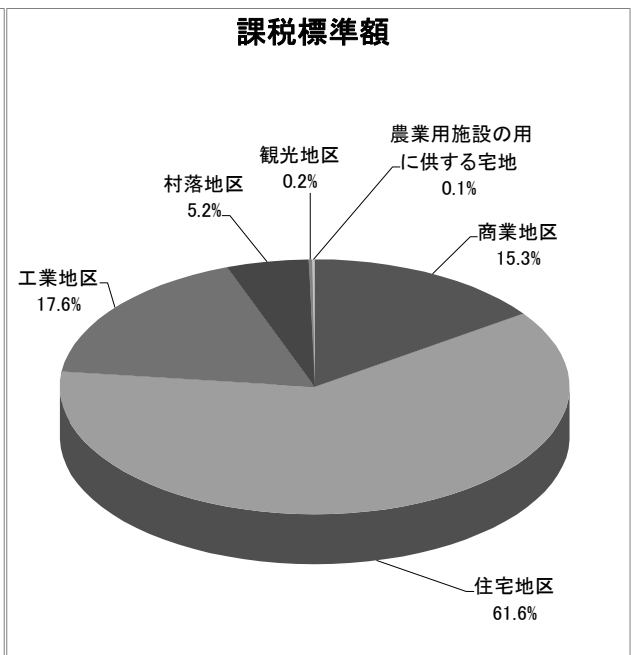
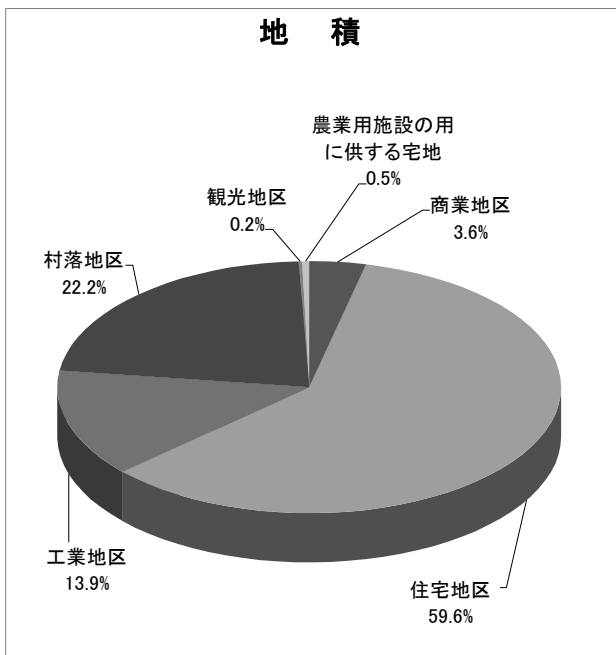
## 16. 令和5年度 土地に関する調

区分 地目		納税義務者数	地積			
			法定免税点以上のもの	非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点未満のもの (B)
		人	㎡	㎡	㎡	㎡
田	一般田	9,311	1,060,528	68,969,989	1,829,991	67,139,998
	勧告遊休田	5		6,899		6,899
	介在田・市街化区域田	503	11,445	683,779	1,967	681,812
畑	一般畑	8,172	435,987	16,261,133	1,734,213	14,526,920
	勧告遊休畑					
	介在畑・市街化区域畑	1,590	9,317	1,486,616	8,564	1,478,052
宅地	小規模住宅用地	63,306		17,837,492	1,009,365	16,828,127
	一般住宅用地	42,117		10,610,660	210,798	10,399,862
	商業地等 (非住宅用地)	12,323		13,969,837	38,008	13,931,829
	計	117,746	2,669,654	42,417,989	1,258,171	41,159,818
塩田						
鉱泉地		33	101	214	9	205
池沼		248	218,774	144,014	45,903	98,111
山林	一般山林	11,268	37,892,272	292,279,322	26,388,543	265,890,779
	介在山林	1,520	457,617	3,356,449	127,823	3,228,626
牧場		15	133,393	186,485	1,779	184,706
原野		5,350	619,766	9,389,168	1,626,213	7,762,955
雑種地	ゴルフ場の用地	30	4,628	1,994,515	442	1,994,073
	遊園地の用地					
	鉄軌道用地	7	9,605	1,900,585	19	1,900,566
	その他の雑種地	11,805	3,983,577	12,439,541	798,546	11,640,995
	計	11,842	3,997,810	16,334,641	799,007	15,535,634
その他			137,825,924			
合計 (上記を名寄せしたもの)		72,850	185,332,588	451,516,698	33,822,183	417,694,515

決定価格				筆数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C)-(D)=(E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F)-(G)	平均価格 $\frac{(C)}{(A)}$	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>
7,192,003	166,501	7,025,502	7,011,591	2,736	51,287	2,384	48,903	104	308
1,365		1,365	1,365		5		5	198	219
3,713,010	6,198	3,706,812	1,295,098	51	963	16	947	5,430	27,236
560,076	52,190	507,886	505,704	971	27,531	4,402	23,129	34	162
12,857,088	26,547	12,830,541	4,309,039	39	3,386	65	3,321	8,649	55,879
319,697,801	7,726,304	311,971,497	51,973,067		111,532	11,098	100,434	17,923	128,740
103,929,379	512,931	103,416,448	34,458,403		65,883	2,803	63,080	9,795	88,519
209,655,677	112,877	209,542,800	143,928,756		26,795	600	26,195	15,008	161,382
633,282,857	8,352,112	624,930,745	230,360,226	3,128	204,210	14,501	189,709	14,930	161,382
14,637	37	14,600	14,600	5	40	2	38	68,397	751,283
53,337	1,310	52,027	36,994	332	420	96	324	370	16,864
3,628,901	320,196	3,308,705	3,308,702	5,340	96,109	15,230	80,879	12	155
860,768	31,526	829,242	829,242	472	4,108	560	3,548	256	895
3,896	19	3,877	3,877	7	107	2	105	21	109
328,763	21,715	307,048	250,030	1,116	17,415	3,395	14,020	35	19,094
2,033,869	301	2,033,568	1,382,713	6	514	3	511	1,020	1,358
7,419,880	2	7,419,878	4,957,888	43	3,872	1	3,871	3,904	98,861
43,419,342	452,768	42,966,574	29,540,527	7,041	32,091	5,313	26,778	3,490	99,638
52,873,091	453,071	52,420,020	35,881,128	7,090	36,477	5,317	31,160	3,237	99,638
				154,942					
715,369,792	9,431,422	705,938,370	283,807,596	176,229	442,058	45,970	396,088	1,584	

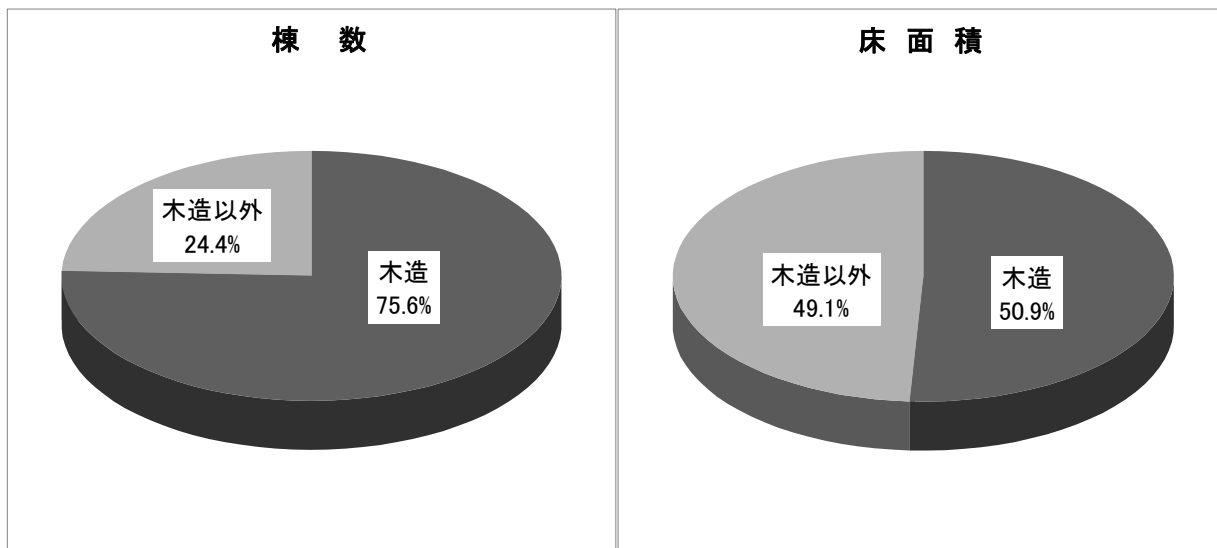
### 17. 令和5年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納税義務者	地積 (A)	決定価格 (B)	最高価格地の所在地番	課税標準額	筆数	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A)	最高価格
		人	㎡	千円		千円	筆	円/㎡	円/㎡
商業地区	繁華街	24	6,434	206,602	竹崎町三丁目	138,871	49	32,111	37,056
	高度商業地区Ⅰ								
	高度商業地区Ⅱ	45	66,223	6,083,327	竹崎町四丁目	3,832,685	71	91,861	161,382
	普通商業地区	1,600	1,420,547	52,998,656	竹崎町四丁目	31,222,923	3,422	37,309	124,409
	計	1,669	1,493,204	59,288,585	竹崎町四丁目	35,194,479	3,542	39,706	161,382
住宅地区	併用住宅地区	5,342	3,217,379	79,315,792	秋根本町一丁目	37,480,919	9,985	24,652	77,684
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	52,730	21,330,677	390,948,540	伊倉新町一丁目	104,512,477	86,180	18,328	68,014
	計	58,072	24,548,056	470,264,332	秋根本町一丁目	141,993,396	96,165	19,157	77,684
工業地区	大工場地区	66	3,055,793	27,968,984	幡生宮の下町	19,524,799	400	9,153	20,510
	中工場地区	1,124	2,631,661	32,341,911	細江新町	20,793,552	2,474	12,290	41,690
	家内工業地区								
	計	1,190	5,687,454	60,310,895	細江新町	40,318,351	2,874	10,604	41,690
村落地区	集団地区	3,618	2,766,551	10,494,459	藤ヶ谷町	3,987,362	6,422	3,793	18,297
	村落地区	8,026	6,387,239	22,876,507	大字伊倉字竜王田	7,979,454	14,697	3,582	18,715
	計	11,644	9,153,790	33,370,966	大字伊倉字竜王田	11,966,816	21,119	3,646	18,715
	観光地区	99	86,277	1,141,916	豊浦町大字川棚字片山	541,687	231	13,235	21,579
	農業用施設の用に供する宅地	93	191,037	554,051	豊浦町大字吉永字花次	345,497	181	2,900	10,960
合	計	72,767	41,159,818	624,930,745	竹崎町四丁目	230,360,226	124,112	15,183	161,382



### 18. 令和5年度 家屋に関する調

区 分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合 計			
	総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数 (人)	89,197	7,765	81,432	3,588	174	3,414	92,785	7,939	84,846	
棟数	木 造 (棟)	116,763	9,805	106,958	4,202	157	4,045	120,965	9,962	111,003
	木造以外 (棟)	28,580	280	28,300	10,403	40	10,363	38,983	320	38,663
	計 (棟)	145,343	10,085	135,258	14,605	197	14,408	159,948	10,282	149,666
床面積	木 造 (㎡) (i)	9,115,480	472,450	8,643,030	430,549	7,436	423,113	9,546,029	479,886	9,066,143
	木造以外 (㎡) (ii)	3,816,320	6,519	3,809,801	5,405,956	1,345	5,404,611	9,222,276	7,864	9,214,412
	計 (㎡) (iii)	12,931,800	478,969	12,452,831	5,836,505	8,781	5,827,724	18,768,305	487,750	18,280,555
決定価格	木 造 (千円) (iv)	169,115,373	666,176	168,449,197	8,656,121	11,930	8,644,191	177,771,494	678,106	177,093,388
	木造以外 (千円) (v)	144,175,237	27,059	144,148,178	200,727,135	4,674	200,722,461	344,902,372	31,733	344,870,639
	計 (千円) (vi)	313,290,610	693,235	312,597,375	209,383,256	16,604	209,366,652	522,673,866	709,839	521,964,027
単 位 当 た り 価 格	木 造 (円/㎡) (iv/i)	18,553	1,410	19,490	20,105	1,604	20,430	18,623	1,413	19,533
	木造以外 (円/㎡) (v/ii)	37,779	4,151	37,836	37,131	3,475	37,139	37,399	4,035	37,427
	計 (円/㎡) (vi/iii)	24,226	1,447	25,103	35,875	1,891	35,926	27,849	1,455	28,553



## 19. 令和5年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人421人	法人2,488人	計2,909人
区分	種類	決定価格	課税標準額	課税標準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	千円 36,018,610	千円 35,834,097	千円 148,899
	機 械 及 び 装 置	126,212,156	122,088,166	1,376,612
	船 舶	2,209,987	1,335,171	826,865
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,015,438	1,015,438	0
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	25,964,323	25,868,823	10,094
	小 計 (B)	191,420,514	186,141,695	2,362,470
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	74,339,603	70,445,317	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小 計 (C)	74,339,603	70,445,317	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (D)		0	0	
合 計 (B)+(C)+(D)		265,760,117	256,587,012	
同上内訳	下 関 市 分 の 額		256,587,012	
	山 口 県 分 の 額		0	

## 20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則

区分	条・項及び特例率		法 第 3 4 条				
	特例率		第 2 項		第 4 項		
	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{4}$		
決定価格 (千円)	2,125,270		880,473		95,900		
課税標準額 (千円)	708,423		586,982		23,975		

区分	条・項及び特例率		法 附 則 第 1 5 条				
	特例率		第 2 項			第32項	旧第3項
	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	わがまち特例 $\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$
決定価格 (千円)	133,309	29,164	5,766	18,771	48,042	36,779	8,315
課税標準額 (千円)	22,218	9,721	2,883	12,514	16,014	18,389	2,772

額の内訳		摘要
(A)以外のもの		
	千円	
	35,685,198	
	120,711,554	
	508,306	
	0	
	1,015,438	
	25,858,729	
	183,779,225	

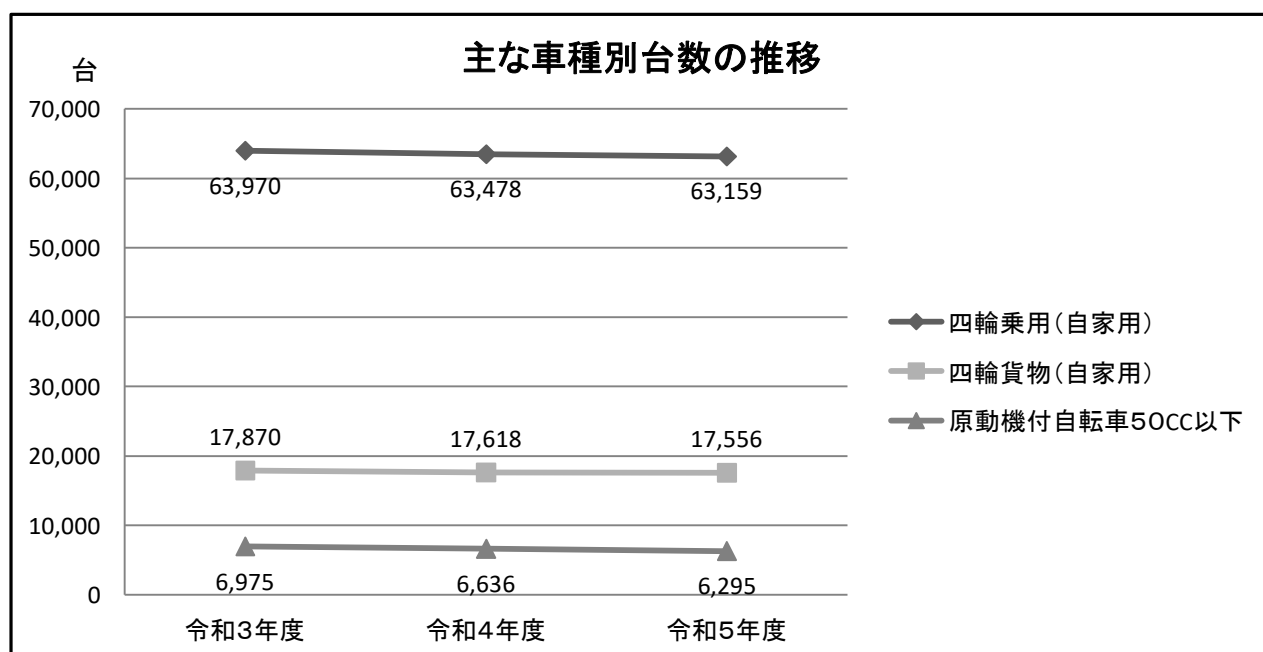
**第64条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調**

9 条 の 3				
第 5 項		第 9 項		第 23 項
$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{5}$
1,605,780		293,612		13,927
802,890		146,806		8,356
令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)				合計
旧第7項		旧第41項		
$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	
748	33	959,392	1,386,008	7,641,289
499	28	0	0	2,362,470

## 2.1. 軽自動車税（種別割）に関する調

（当初課税台数及び調定額）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原動機付自転車 50CC以下	6,975	13,950,000	6,636	13,272,000	6,295	12,590,000	
原動機付自転車 90CC以下	607	1,214,000	589	1,178,000	578	1,156,000	
原動機付自転車 125CC以下	2,021	4,850,400	2,112	5,068,800	2,172	5,212,800	
軽自動車二輪	2,093	7,534,800	2,181	7,851,600	2,268	8,164,800	
軽自動車三輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミニカー	116	429,200	117	432,900	122	451,400	
四輪乗用	営業用	4	27,500	3	22,000	4	27,500
	自家用	63,970	603,027,300	63,478	625,055,100	63,159	635,553,000
四輪貨物	営業用	482	1,726,800	486	1,778,600	504	1,826,600
	自家用	17,870	88,411,100	17,618	88,617,000	17,556	89,352,600
特殊自動車 農耕作業用	3,672	8,812,800	3,608	8,659,200	3,561	8,546,400	
二輪の小型自動車	2,741	16,446,000	2,910	17,460,000	2,996	17,976,000	
小型特殊自動車	342	2,017,800	349	2,059,100	366	2,159,400	
計	100,894	748,452,300	100,088	771,458,900	99,582	783,021,100	





## 22. 市たばこ税に関する調

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	本数	従量割 (1,000本につき) 旧3級品以外 H25. 4月から 5,262円 H30. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円	本 288,612,557	本 283,360,406
旧3級品 (R1.10~統一) H30. 4月から 4,000円 R1. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円		本 0	本 0	本 0
手持品課税 (旧3級品以外) H30.10月1日 430円 R2.10月1日 430円 R3.10月1日 430円 (旧3級品) H30.4月1日 645円 R1.10月1日 1,692円 R2.10月1日 430円		本 15,774,857	本 15,136,116	本 0
調定額		円 1,802,131,744	円 1,695,902,704	円 1,856,137,813

## 23. 入湯税に関する調

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	6	72,262人	6	104,132人	6	125,039人
旧菊川	1	11,655	1	10,191	1	11,871
旧豊田	4	69,070	3	115,766	3	137,976
旧豊浦	8	52,598	8	57,976	8	68,024
旧豊北	2	26,379	2	27,111	2	41,591
計	21	231,964	20	315,176	20	384,501
調定額		円 20,000,100		円 26,525,100		円 34,901,950

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

## 24. 還付に関する調

税目別		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	6,322	48,234,986	6,300	46,791,153	6,277	95,517,505
	過	3,979	42,689,677	3,868	44,481,619	3,811	41,425,474
固定資産税	現	787	14,076,706	768	12,416,244	843	13,882,522
都市計画税	過	393	3,862,497	710	9,382,232	455	8,378,601
法人市民税	現	370	18,384,900	313	50,806,600	378	28,491,950
	過	550	59,638,100	470	51,414,300	514	71,192,800
軽自動車税	現	60	452,400	55	435,614	67	513,914
	過	41	310,240	108	673,130	69	566,500
特別土地保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	1	2,159	1	6,623	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
入湯税	現	0	0	0	0	1	11,100
	過	0	0	0	0		
還付加算金	過	448	2,785,538	578	4,504,000	424	3,514,600
督促手数料	現	534	53,400	425	42,500	392	39,200
	過	205	20,500	266	26,800	150	15,000
延滞金	現	41	281,588	24	51,100	23	36,838
	過	20	20,000	23	34,600	23	158,900
特例還付金	過	0	0	0	0	0	
合計	現	8,115	81,486,139	7,886	110,549,834	7,981	138,493,029
	過	5,636	109,326,552	6,023	110,516,681	5,446	125,251,875
	計	13,751	190,812,691	13,909	221,066,515	13,427	263,744,904

## V 口座振替・コンビニ収納・eLTA X 収納

### 1. 口座振替状況調

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
令和 2 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	32,366	2,161,906,291	23,770	696,779,226	73.4	32.2
	固定資産税 都市計画税	113,238	15,606,656,171	67,024	5,470,613,644	59.2	35.1
	軽自動車税	102,408	729,995,900	16,769	66,315,000	16.4	9.1
	計	248,012	18,498,558,362	107,563	6,233,707,870	43.4	33.7
令和 3 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	31,494	2,018,786,259	23,805	606,643,433	75.6	30.0
	固定資産税 都市計画税	112,964	15,063,177,597	67,450	5,413,020,200	59.7	35.9
	軽自動車税 (種別割)	100,360	747,141,700	16,739	67,481,900	16.7	9.0
	計	244,818	17,829,105,556	107,994	6,087,145,533	44.1	34.1
令和 4 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	32,868	2,150,573,000	7,413	597,133,606	22.6%	27.8%
	固定資産税 都市計画税	104,868	15,782,417,078	47,364	5,669,119,231	45.2%	35.9%
	軽自動車税 (種別割)	93,018	766,123,200	6,815	67,936,200	7.3%	8.9%
	計	230,754	18,699,113,278	61,592	6,334,189,037	26.7%	33.9%

## 2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

### ・税目別

税目	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
		件	円	件	円	件	円
市県民税		39,254	848,787,972	41,356	909,148,113	43,097	980,777,819
法人市県民税		104	1,317,050	72	1,624,900	55	1,130,383
固定資産税・都市計画税		48,674	1,170,836,488	51,704	1,284,000,954	57,416	1,493,864,053
軽自動車税		43,549	326,999,582	45,127	349,276,727	45,945	369,541,595
合計		131,581	2,347,941,092	138,259	2,544,050,694	146,513	2,845,313,850

### ・種類別

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
		件	円	件	円	件	円
コンビニ収納		126,115	2,211,230,868	127,257	2,276,712,814	151,617	2,512,394,235
スマホ決済		5,466	136,710,224	11,002	267,337,880	15,786	345,231,968
合計		131,581	2,347,941,092	138,259	2,544,050,694	167,403	2,857,626,203

※督促料及び延滞金を含む

## 3. e L T A X 収納状況調

税目	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
		件	円	件	円	件	円
市県民税（特別徴収）		2,531	335,347,300	5,414	865,009,450	7,943	1,437,024,900
法人市県民税		373	171,341,600	728	387,572,500	1,073	744,080,000
合計		2,904	506,688,900	6,142	1,252,581,950	9,016	2,181,104,900

※令和元年10月より地方税共通納税システムの運用が開始

## 4. 取扱手数料調

区分	令和2年度		令和3年度		対前年度比 (金額)	令和4年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
	件	円	件	円		件	円	
銀行	167,333	1,840,663	163,413	1,797,543	99.1%	159,158	1,750,738	97.7%
郵便局	26,340	263,400	26,084	260,840	99.6%	25,683	256,830	99.0%
コンビニ・スマホ決済	131,779	8,183,580	138,676	8,608,436	105.2%	148,103	9,189,141	106.7%
合計	325,452	10,287,643	328,173	10,666,819	103.7%	332,944	11,196,709	105.0%

1件あたり取扱手数料

○口座振替 10円＋消費税 ○郵便局 10円

○コンビニ・スマホ決済 56円＋消費税（※年間基本料66,000円を含む）

## VI 徴 収

### 1. 令和4年度 督促状況調

税目	区分	期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
市 民 税  ( 個 人 )	普 通 徴 収	1	件 26,325	千円 493,995,968	件 23,134	千円 447,744,641	件 3,191	千円 46,251,327
		2	22,850	485,932,846	19,391	427,906,271	3,459	58,026,575
		3	22,444	502,178,036	18,751	434,824,542	3,693	67,353,494
		4	24,293	571,347,877	20,248	481,804,096	4,045	89,543,781
		随時	2,469	102,868,622	1,962	61,279,558	507	41,589,064
		小計	98,381	2,156,323,349	83,486	1,853,559,108	14,895	302,764,241
	特別徴収	10,056	9,063,903,930	5,666	8,995,317,506	4,390	68,586,424	
	計	108,437	11,220,227,279	89,152	10,848,876,614	19,285	371,350,665	
法人市民税			9,064	2,603,085,800	8,777	2,585,088,900	287	17,996,900
固 定 資 産 税	都 市 計 画 税 (土 地 ・ 家 屋)	1	113,308	4,084,719,200	105,157	3,900,981,724	8,151	183,737,476
		2	113,344	3,891,847,731	106,003	3,741,798,391	7,341	150,049,340
		3	113,370	3,897,877,200	106,857	3,748,941,697	6,513	148,935,503
		4	113,369	3,900,501,571	107,411	3,769,934,391	5,958	130,567,180
	随時	173	15,517,278	122	10,967,063	51	4,550,215	
(償却)	計	453,564	15,790,462,980	425,550	15,172,623,266	28,014	617,839,714	
軽自動車税			99,622	766,123,200	90,748	694,655,100	8,874	71,468,100
市たばこ税			109	1,856,137,813	109	1,856,137,813	0	0
特別土地保有税			0	0	0	0	0	0
入湯税			236	34,901,950	214	34,543,650	22	358,300
合 計			671,032	32,270,939,022	614,550	31,191,925,343	56,482	1,079,013,679

※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。

納期内納付率 (現年分)	<b>96.7%</b>
-----------------	--------------

## 2. 不納欠損処分状況調

		法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)		
		人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	
1 市 民 税		人	円	人	円	人	円	
		194	15,066,648	22	3,510,337	185	7,697,093	
	個 人	現年課税分			1	71,380		
		滞納繰越分	191	14,477,763	18	3,002,457	181	7,029,793
法 人	現年課税分			1	10,800			
	滞納繰越分	3	588,885	2	425,700	4	667,300	
2 固 定 資 産 税		20	11,693,580	111	13,879,370	182	4,554,072	
土地・家屋	現年課税分			3	4,573,679			
	滞納繰越分	19	9,902,194	108	6,140,189	182	4,554,072	
償却資産	現年課税分			(3)	1,453,085			
	滞納繰越分	1+(1)	1,791,386	(94)	1,712,417	0	0	
3 軽自動車税		32	2,724,946	11	458,531	214	2,576,972	
	現年課税分			4	39,000			
	滞納繰越分	32	2,724,946	7	419,531	214	2,576,972	
4 特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	
5 入 湯 税		0	0	0	0	0	0	
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	
6 都 市 計 画 税		(19)	1,169,652	(111)	1,427,073	(182)	476,562	
	現年課税分			(3)	610,336			
	滞納繰越分	(19)	1,169,652	(108)	816,737	(182)	476,562	
市 税 合 計		245	30,654,826	144	19,275,311	581	15,304,699	
	現年課税分計			9	6,758,280			
	滞納繰越分計	245	30,654,826	135	12,517,031	581	15,304,699	
7 不 申 告 加 算 金		0	0	0	0	0	0	
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	

※ 固定資産税（償却資産）及び都市計画税の（ ）の数値は固定資産税（土地・家屋分）と重複するため合計では控除した。

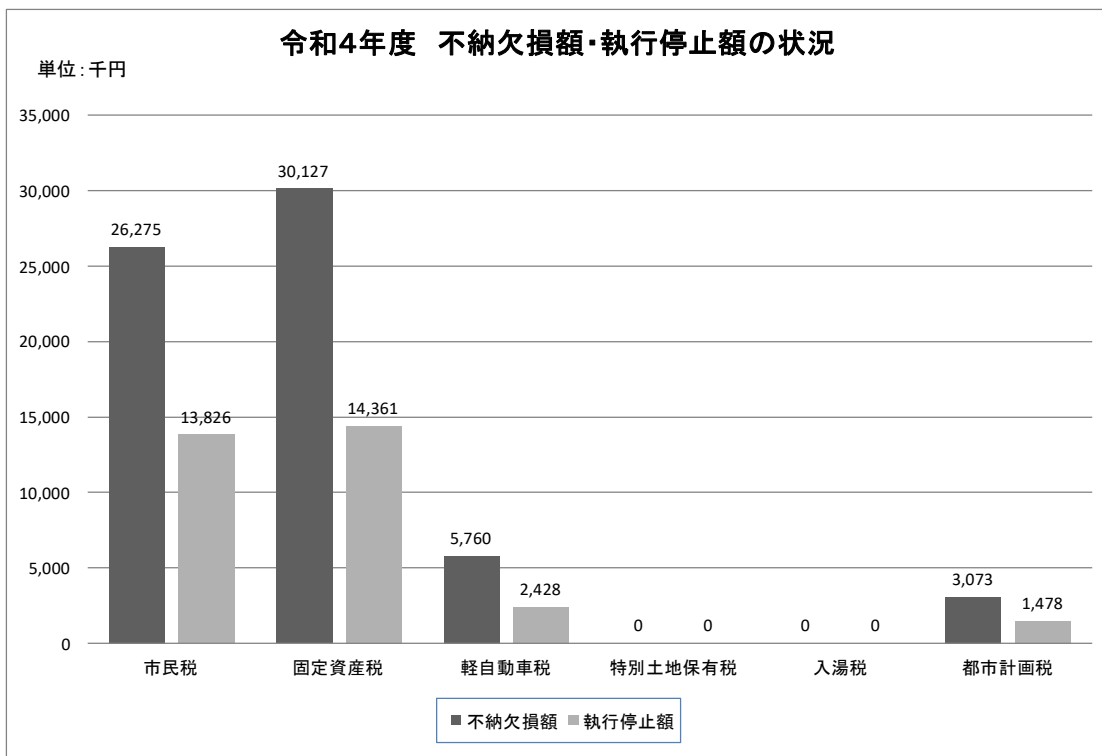
※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和4年度 合 計		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
401	26,274,078	603	52,439,519	557	27,585,742	708	28,676,813
1	71,380	1	24,174	1	50,872	3	135,900
390	24,510,013	550	47,427,747	507	22,825,960	679	27,198,119
1	10,800	3	1,126,800	1	25,000	1	50,000
9	1,681,885	49	3,860,798	48	4,683,910	25	1,292,794
313	30,127,022	532	36,998,140	782	46,052,784	804	29,708,512
3	4,573,679	21	5,238,364	20	3,394,788	16	1,236,811
309	20,596,455	507	27,051,425	759	39,657,797	783	27,320,328
(3)	1,453,085	21	1,628,655	(20)	1,039,612	(16)	378,325
4+(74)	3,503,803	4+(74)	3,079,696	3+(212)	1,960,587	5+(17)	773,048
257	5,760,449	611	4,857,588	514	3,544,977	580	3,897,025
4	39,000	6	54,600	4	24,000	4	46,200
253	5,721,449	605	4,802,988	510	3,520,977	576	3,850,825
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4	310,380	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4	310,380	0	0	0	0
(312)	3,073,287	(528)	3,872,759	(779)	5,218,152	(799)	3,678,006
(3)	610,336	(21)	700,381	(20)	452,301	(16)	165,822
(309)	2,462,951	(507)	3,172,378	(759)	4,765,851	(783)	3,512,184
970	65,234,836	1,750	98,478,386	1,853	82,401,655	2,092	65,960,356
9	6,758,280	31	8,772,974	26	4,986,573	24	2,013,058
961	58,476,556	1,719	89,705,412	1,827	77,415,082	2,068	63,947,298
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 令和4年度 滞納処分執行停止額内訳調

適用 条項	区分	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
項目	現年・滞繰								
市民税		872	12,418,569	148	1,407,630	0	0	1,020	13,826,199
個人		856	11,729,069	148	1,407,630	0	0	1,004	13,136,699
	現年課税分	70	1,166,968	57	446,258	0	0	127	1,613,226
	滞納繰越分	786	10,562,101	91	961,372	0	0	877	11,523,473
法人		16	689,500					16	689,500
	現年課税分	1	10,800					1	10,800
	滞納繰越分	15	678,700					15	678,700
固定資産税		562	13,697,735	165	663,231	0	0	727	14,360,966
	現年課税分	115	7,035,207	43	276,953	0	0	158	7,312,160
	滞納繰越分	447	6,662,528	122	386,278	0	0	569	7,048,806
軽自動車税		238	1,663,813	123	764,100	0	0	361	2,427,913
	現年課税分	33	263,700	36	249,900	0	0	69	513,600
	滞納繰越分	205	1,400,113	87	514,200	0	0	292	1,914,313
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		(562)	1,409,663	(165)	68,469	(0)	0	(727)	1,478,132
	現年課税分	(115)	712,461	(43)	28,047	(0)	0	(158)	740,508
	滞納繰越分	(447)	697,202	(122)	40,422	(0)	0	(569)	737,624
合 計		1,672	29,189,780	436	2,903,430	0	0	2,108	32,093,210
	現年課税分	219	9,189,136	136	1,001,158	0	0	355	10,190,294
	滞納繰越分	1,453	20,000,644	300	1,902,272	0	0	1,753	21,902,916

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円（延滞金のみ）も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。  
 ※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。





#### 4. 差押・交付要求執行状況調

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
債	権	2,447	2,351	1,941
	給与等	84	63	45
	預貯金	2,050	2,069	1,714
	保険	174	110	79
	所得稅還付金	54	28	48
	売掛金など	85	81	55
不	動	8	9	26
自	動	0	1	2
動	産	1	0	17
計		2,456	2,361	1,986
交 付 要 求		36	36	91

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

#### 5. 搜索執行状況調

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
搜	索	1回	2回	1回
差	押	0件	1件	17件
	自	0件	0件	0件
	動	0件	1件	17件

#### 6. 公売等（随意契約含む）執行状況調

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
不 動 産	公 売 等 回 数	1回	1回	1回
	対 象 物 件 数	1件	1件	1件
	売 却 決 定 件 数	1件	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	5,190,000円	0円	0円
自 動 車	公 売 等 回 数	0回	0回	0回
	対 象 物 件 数	0件	0件	0件
	売 却 決 定 件 数	0件	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	0円	0円	0円
動 産	公 売 等 回 数	0回	0回	1回
	対 象 物 件 数	0件	0件	4件
	売 却 決 定 件 数	0件	0件	4件
	売 却 決 定 価 額	0円	0円	46,900円
対 象 物 件 数 計		1件	1件	5件
売 却 決 定 件 数 計		1件	0件	4件
売 却 決 定 価 額 計		5,190,000円	0円	46,900円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

## 7. 令和4年度 差押処理状況調

税目 差押区分		市 県 民 税 (普通徴収)		市 県 民 税 (特別徴収)		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	83	10,298,134	6	83,200	10	4,095,800	606	22,956,922
	収入額	12	383,409	0	0	0	0	145	4,420,644
	残	76	9,914,725	6	83,200	10	4,095,800	466	18,536,278
債 権	調定額	3,404	132,365,057	420	17,963,900	52	20,234,585	3,331	87,311,608
	収入額	2,541	84,101,900	236	10,194,082	32	12,841,911	2,517	48,800,877
	残	1,145	48,263,157	192	7,769,818	23	7,392,674	894	38,510,731
そ の 他	調定額	12	595,626	21	357,900	2	100,000	33	375,700
	収入額	3	39,900	0	0	0	0	21	140,900
	残	11	555,726	21	357,900	2	100,000	12	234,800
合 計	調定額	3,499	143,258,817	447	18,405,000	64	24,430,385	3,970	110,644,230
	収入額	2,556	84,525,209	236	10,194,082	32	12,841,911	2,683	53,362,421
	残	1,232	58,733,608	219	8,210,918	35	11,588,474	1,372	57,281,809

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

償却資産税		軽自動車税		特別土地 保有税		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円	件	円
0	0	53	326,031	0	0	758	37,760,087
0	0	8	28,431	0	0	165	4,832,484
0	0	45	297,600	0	0	603	32,927,603
4	50,300	1,101	7,459,195	0	0	8,312	265,384,645
4	50,300	882	5,945,726	0	0	6,212	161,934,796
0	0	245	1,513,469	0	0	2,499	103,449,849
6	161,770	11	61,619	0	0	85	1,652,615
2	39,900	0	0	0	0	26	220,700
5	121,870	11	61,619	0	0	62	1,431,915
10	212,070	1,165	7,846,845	0	0	9,155	304,797,347
6	90,200	890	5,974,157	0	0	6,403	166,987,980
5	121,870	301	1,872,688	0	0	3,164	137,809,367

## 8. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、  
固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 開始時期 平成21年12月1日
- (6) 人員 スーパーバイザー1名、電話オペレーター4名
- (7) 業務実施日時 平日（昼間）： 9時00分から17時00分  
平日（夜間）： 12時00分から19時00分  
（月8日以内）  
休日 : 9時00分から12時00分  
（月2日以内）

### (8) 実績

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
総架受電件数	12,156 件	14,290 件	11,324 件	
うち約束件数	2,449	2,241	1,793	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	574	733	706	

## Ⅶ そ の 他

### 1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
納税証明	有料	5,294	7,435	9,156
	免除	11,754	12,191	10,668
評価 公課 証明 資産	有料	5,825	5,896	6,342
	免除	65	59	59
その他証明	有料	30,663	31,820	31,061
	免除	694	671	695
複写	有料	10,643	10,563	10,456
所在証明	有料	168	131	144
閲覧	有料	340	243	56
計	有料	52,933	56,088	57,215
	免除	12,513	12,921	11,422
手数料		13,617,060	14,663,840	15,023,180

## 2. 税務職員の待遇状況

### 下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員  
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）  
月額3,000円

# 資 料



。 税 率 の 変 遷

年度		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
税目	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6%	同 左
市	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの</li> <li>・人格のない社団等</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</li> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">50,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">120,000円</p>	
民	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">130,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">150,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">160,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">400,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">410,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,750,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	
	法人税割	12.1%	8.4% (令和元年9月30日以前に開始した事業年度分12.1%)



令和3年度	令和4年度	令和5年度
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度 税目	令和元年度	令和2年度
固定資産税	1. 4%	同 左
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車</li> <li>50 c c 以下 2,000円</li> <li>90 c c " 2,000円</li> <li>125 c c " 2,400円</li> <li>3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く)</li> <li>(通称ミカ)20 c c 超 3,700円</li> <li>・軽自動車</li> <li>2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円</li> <li>3輪のもの 3,900円</li> <li>4輪以上のもの</li> <li>乗用のもの営業用 6,900円</li> <li>自家用 10,800円</li> <li>貨物のもの営業用 3,800円</li> <li>自家用 5,000円</li> <li>・小型特殊自動車</li> <li>農耕作業用 2,400円</li> <li>その他(リフト等) 5,900円</li> <li>・2輪の小型自動車 6,000円</li> </ul> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和元年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和元年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和元年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車</li> <li>50 c c 以下 2,000円</li> <li>90 c c " 2,000円</li> <li>125 c c " 2,400円</li> <li>3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く)</li> <li>(通称ミカ)20 c c 超 3,700円</li> <li>・軽自動車</li> <li>2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円</li> <li>3輪のもの 3,900円</li> <li>4輪以上のもの</li> <li>乗用のもの営業用 6,900円</li> <li>自家用 10,800円</li> <li>貨物のもの営業用 3,800円</li> <li>自家用 5,000円</li> <li>・小型特殊自動車</li> <li>農耕作業用 2,400円</li> <li>その他(リフト等) 5,900円</li> <li>・2輪の小型自動車 6,000円</li> </ul> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
同 左	同 左	同 左
<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p>

年度 税目	令和元年度	令和2年度																																				
軽自動車税 (環境性能割)		<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車</td> <td>非課税</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車	★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%	上記以外	1.0%	2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																					
	自家用	営業用																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																				
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車																																						
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%																																				
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%																																				
上記以外	1.0%	2.0%																																				
区分	税率																																					
	自家用	営業用																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																				
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																						
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																				
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																				
上記以外		2.0%																																				
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,692円  (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき5,692円) *旧3級品は令和元年10月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 *令和2年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,122円																																				
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左																																				
入湯税	<p>宿泊する者 一人1泊につき 150円</p> <p>宿泊しない者 一人1日につき 50円</p> <p>課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者</p>	同 左																																				
都市計画税	0.2%	同 左																																				

令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																																																																								
<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>非課税 (1.0% (ウ))</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0% (2.0% (ウ))</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車			★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>非課税 (1.0% (ウ))</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0% (2.0% (ウ))</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車			★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分		税率																																																																																																																								
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
区分	税率																																																																																																																									
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
区分	税率																																																																																																																									
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
区分	税率																																																																																																																									
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
区分	税率																																																																																																																									
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
区分	税率																																																																																																																									
	自家用	営業用																																																																																																																								
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																																																								
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車																																																																																																																										
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%																																																																																																																								
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%																																																																																																																								
上記以外		2.0%																																																																																																																								
<p>従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,552円</p>	<p>従量割1,000本につき 6,552円</p>	<p>同 左</p>																																																																																																																								
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>																																																																																																																								
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>																																																																																																																								
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>																																																																																																																								

。 市税一覧表

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 所得割 6%  均等割 3,500円	(法人) 法人税割 8.4% (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12.1%) 均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円  ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円  ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円  ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円  ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円  ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円  ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円  ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円  ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日  給与支払報告書、  公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収  特別徴収(給与)  特別徴収(年金)	(個人) 普通徴収  第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日  特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日  特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
固定資産税	土地 家屋 償却資産 } の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 (※)</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は}\times 1/3)}$ <p>住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額A)と比べて (ア) 前年度課税標準額がAの100%以上の場合 本来の課税標準額A (イ) 前年度課税標準額がAの100%未満の場合 前年度課税標準額 + A × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Aの100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格Bと比べて (ア) 前年度課税標準額がBの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額がBの60%未満の場合 前年度課税標準額 + B × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Bの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格×0.7 (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格(市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額)のいずれか低い額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額C または 前年度課税標準額 + C × 5% のいずれか低い額</p> <p>2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税率 1.4%</p>	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												



申 告 期 限	賦 課 期 日	徴 収 方 法	納 期
住宅用地に関する申告 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月1日～同月30日  第2期 7月1日～同月31日  第3期 12月1日～同月26日  第4期 翌年2月1日～同月末日
新築住宅に対する減額申告 1月31日  償却資産 1月31日			

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } の所有者	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの 2,000円 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの 2,000円 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ) 0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 ※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>取得申告 納税義務が発生した日から15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内</p> <p>変更申告 変更事由の生じた日から15日以内</p>	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																								
軽自動車税 (種別割)		<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> </table>	3輪のもの		2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円	3輪のもの		3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																												
3輪のもの		2,000円																																								
4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円																																								
3輪のもの		3,000円																																								
4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																																								
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率</p> <p>(乗用) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車・燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)</p> <p>(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車	非課税	非課税																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%																																								
上記以外		2.0%																																								
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車	非課税	非課税																																								
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%																																								
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%																																								
上記以外	2.0%	2.0%																																								
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>・従量割</p> <p>旧3級品以外</p> <p>平成30年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円</p> <p>令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p> <p>旧3級品</p> <p>平成30年4月1日以降 1,000本につき4,000円</p> <p>令和元年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円</p> <p>令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p>																																								

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
特別土地 保有税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都市計画税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額  (※) $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/3、\text{一般住宅用地, 市街化区域農地は}\times 2/3)}$ 住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額(本来の課税標準額 $\text{\textcircled{A}}$ )と比べて (ア) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の100%以上の場合 本来の課税標準額 $\text{\textcircled{A}}$ (イ) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の100%未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \text{\textcircled{A}} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 $\text{\textcircled{A}}$ の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格 $\text{\textcircled{B}}$ と比べて (ア) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{B}}$ の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{B}}$ の60%未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \text{\textcircled{B}} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 $\text{\textcircled{B}}$ の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※前年度課税標準額が $\text{\textcircled{B}}$ の70%を超える場合は、 $\text{\textcircled{B}}$ の70%が今年度の課税標準額 (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1" data-bbox="758 1473 1369 1662"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> (山林・その他の土地) $\text{今年度の価格} = \text{\textcircled{C}} \text{ または } \text{前年度課税標準額} + \text{\textcircled{C}} \times 5\%$ のいずれか低い額 ※令和3年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。  2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格  税率 0.2%	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 <sup>①</sup> ）
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup> に年7.3%割合を加算した割合 （特例基準割合 <sup>②</sup> に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合に年7.3%割合を加算した割合 （延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 <sup>①</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
令和3年1月1日以後	還付加算金特例基準割合

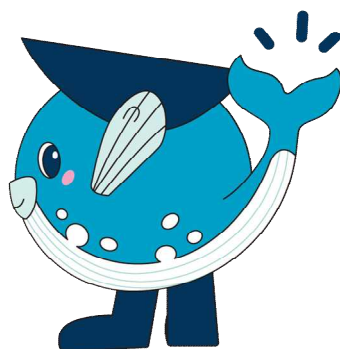
特例基準割合等について

適用期間	名称	定義
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 <sup>①</sup>	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup>	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合



延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%	1.0%
令和4年1月1日～令和5年12月31日	2.4%	8.7%	0.9%



©下関市

# 市 税 概 要

令和5年10月発行

編集者 下関市財政部納税課